

令和8年2月20日

危機管理・交通政策特別委員会

危機管理課

浜松市国土強靱化地域計画の改訂について

1 趣旨

「浜松市国土強靱化地域計画」は、市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針として策定するもの。

平成31年3月に策定した本計画について、改訂を行うため報告するもの。

2 浜松市国土強靱化地域計画（令和8年2月改訂）

- 浜松市国土強靱化地域計画＜概要版＞（案） P3
- 浜松市国土強靱化地域計画（案） P5
 - ・第1章 基本的な考え方 P7
 - ・第2章 浜松市の概況 P14
 - ・第3章 脆弱性評価 P18
 - ・第4章 重点化施策の抽出 P25
 - ・第5章 計画の推進と見直し P38
 - ・【別紙】脆弱性評価結果 P39

3 今後のスケジュール

2月下旬 公表

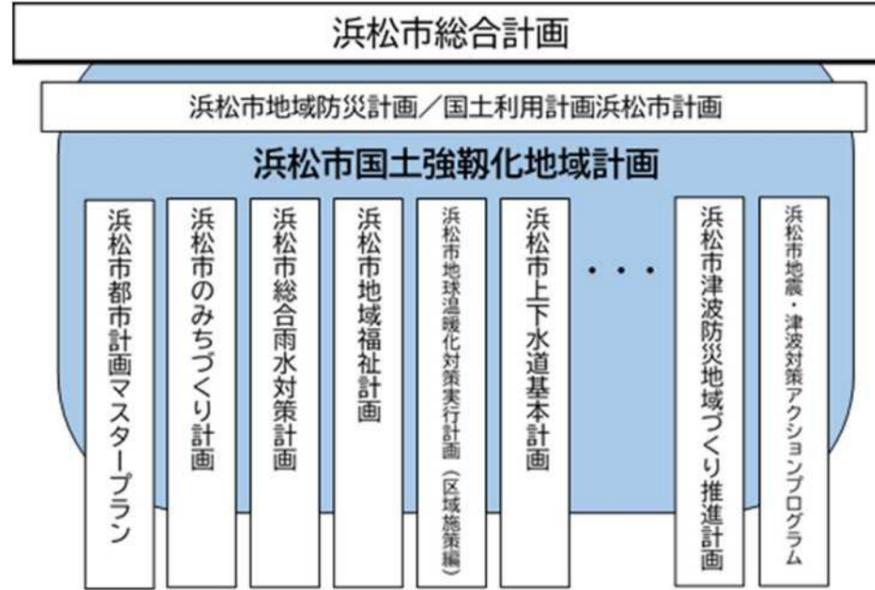
基本的な考え方 (第1章)

1 策定趣旨

市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針として策定するもの。

2 計画の位置付け

本市の最上位計画である浜松市総合計画との整合・調和を図り、かつ、各個別計画とも連携した計画とする。



3 基本理念

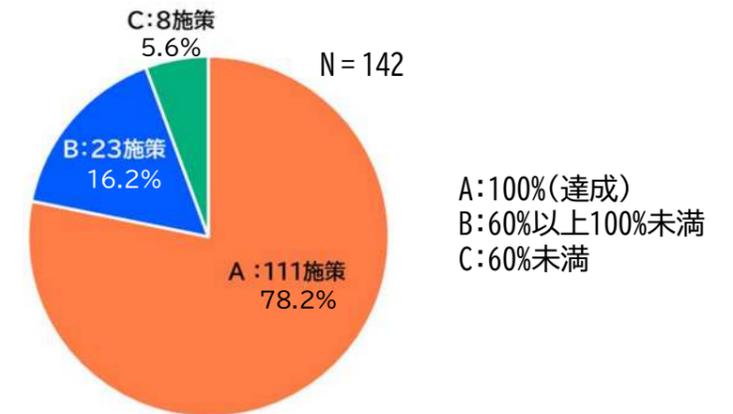
未来へかがやく
強くてしなやかなまちは
ままつ

4 基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

5 これまでの取り組み

2019(平成31)年3月に「浜松市国土強靱化地域計画」(初版)を策定し、本計画や浜松市地震・津波対策アクションプログラムなど個別計画に基づき、津波避難施設の整備や、浜松市沿岸域防潮堤の整備を県と連携して推進した。その結果、推計された犠牲者約16,000人に対して9割以上の減少を達成するなど成果を上げている。改訂前の本計画における142の重点化施策については、2024(令和6)年度末までに111の施策が目標値に達し、達成率は78.2%であった。



6 改訂にあたっての基本的な方針

【1】国土強靱化基本計画の変更への対応

2023(令和5)年7月の変更で、近年の社会情勢の変化、自然災害教訓等を踏まえた新たな観点が追加された。これらを本市計画にも反映する。

[新たな観点]

- ・災害ストレスによる災害関連死への対策
- ・デジタル等新技術の活用
- ・地域における防災力の一層の強化
- ・男女共同参画及び女性の視点に立った防災、災害対応、復旧復興の推進

【2】浜松市総合計画(第2期基本計画)との整合

2025(令和7)年度から10年間の計画期間が始まった第2期基本計画と整合をとるため、内容の見直しを行う。

[主な対応]

- ・「逃げ遅れゼロ」「災害関連死ゼロ」を目指す施策設定
 - 自助、共助、公助の適切な組み合わせ
 - 各種団体、関係機関等との連携協働
 - 避難生活環境の向上、改善

【3】浜松市包括外部監査での指摘・意見への対応

2022(令和4)年度の監査では、本計画をはじめとする危機管理事務が対象であった。この際にいただいた指摘/意見に対応した改訂を行う。

[主な指摘/意見]

- ・津波(沿岸部でリスク大)や孤立集落発生(中山間地域でリスク大)など、地域によってリスクが異なるものについては、地域性を考慮して優先順位付けする。
- ・2025(令和7)年度の第2期基本計画開始時は、スタートラインを合わせる絶好の機会であり、強靱化計画の見直しを行う好機である。

浜松市の概況（第2章）

第3章で行う脆弱性評価に向け、本市の地勢や過去の災害履歴などを整理。

脆弱性評価（第3章）

「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなる「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定。リスクシナリオごとに施策を整理し、リスクを避けるための施策や、その進捗状況等を評価した。

重点化施策の抽出（第4章）

脆弱性評価の結果として抽出された優先的に取り組む事項に関連する106の施策を、重点化施策として位置付けた。

事前に備えるべき目標	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ	3 必要不可欠な行政機能を確保する	4 経済活動を機能不全に陥らせない	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
<p>主な施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆家庭内の地震対策の促進（家具の固定） ◆住宅の耐震化の促進 ◆家庭内の地震対策の促進（感震ブレーカーの設置） ◆馬込川河口部の水門整備 ◆津波からの避難時における避難対象区域及び避難行動（発令区域外への避難を含める）の周知 <p>→37施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆津波避難タワーにおける暑さ・寒さ対策 ◆地域や職場の防災リーダーとなり得る「ふじのくに防災士」の養成 ◆移動式トイレ（トイレカー等）の配備促進 ◆市民の緊急物資備蓄の促進（水/食料） ◆男女共同参画の視点からの防災対策の推進 ◆災害時避難行動要支援者支援充実 <p>→71施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆災害マネジメント総括支援員(GADM)や災害マネジメント支援員の養成 ◆総合防災情報システム(SOBO-WEB)と本市システムの連携 ◆市有公共建築物の天井脱落防止 ◆市有公共建築物の耐震化 ◆公共建築物長寿命化推進事業 <p>→13施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備(樋門) ◆グリーンレジリエンスの推進 ◆災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するための浜松市中央卸売市場における施設の再整備 ◆市内企業等のBCP策定の促進 ◆河川整備の促進 ◆総合雨水対策の促進 <p>→8施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆市管理橋梁の耐震補強 ◆緊急輸送道路等の整備 ◆安全上重要な避難路沿いのブロック塀の耐震化の促進 ◆停電対策予防伐採事業 ◆上下水道一体による耐震化 ◆配水池(場)の耐震化 ◆電線共同溝の整備の促進 <p>→39施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災者支援コーディネーターの養成 ◆災害中間支援組織の体制構築 ◆ボランティアコーディネーターの確保 ◆被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進 ◆防潮堤の愛護活動 <p>→15施策</p>	

※複数のリスクシナリオに位置付けられた施策があるため、各目標の施策数の合計は全施策数(106施策)と一致しない。

計画の推進と見直し（第5章）

各部局間のもとより、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携しながら、効果的な施策の実施に努めていく。本計画は、市総合計画と整合をとるため、概ね10年ごとに計画内容の見直しを行う。それ以前においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行う。

未来へかがやく
強くてしなやかなまち
はままつ

浜松市国土強靱化地域計画 (案)

2019(平成31)年 3月 策定

2026(令和8)年 2月 改訂



浜松市
HAMAMATSU CITY

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 国土強靱化地域計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 基本理念	2
4 基本目標	2
5 本市の国土強靱化に向けたこれまでの取組	3
6 浜松市国土強靱化地域計画の改訂にあたって	5
第2章 浜松市の概況	8
1 本市の概況	8
2 過去の災害履歴	9
第3章 脆弱性評価	12
1 脆弱性評価とは	12
2 対象とする災害	12
3 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ	14
4 脆弱性評価結果と評価結果のポイント	17
第4章 重点化施策の抽出	19
1 優先順位の高いリスクシナリオの選定	19
2 総合計画を踏まえた重点化施策の整理	20
3 国土強靱化地域計画の推進施策（重点化施策）	21
第5章 計画の推進と見直し	32
1 計画の推進と進捗管理	32
2 市の他計画等の見直し	32
3 計画の見直し	32
【別紙】脆弱性評価結果	33
【参考】改訂前の計画におけるリスクシナリオとの対照表	76
【参考】国の国土強靱化基本計画におけるリスクシナリオ一覧表	78
改訂履歴	80

第1章 基本的な考え方

1 国土強靱化地域計画策定の趣旨

<国土強靱化の趣旨>

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、個々の災害の都度、長時間をかけて復旧・復興を図る「事後対策」の繰り返しを避け、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくりの政策・産業政策を含めた総合的な対応が求められている。

千年の時をも見据えた、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる国土を創造するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)(以下「基本法」という。)」が2013(平成25)年12月に公布・施行された。

国土強靱化が目指すものは、想定外とも言える大規模自然災害等に対して、とにかく人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ(強靱さ)」を備えた国土、経済社会システムを構築することである。

<国土強靱化基本計画>

国は、基本法第10条第1項の規定に基づき、国土強靱化の基本方針や国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する「国土強靱化基本計画」を2014(平成26)年6月に策定し、2018(平成30)年12月と2023(令和5)年7月に同計画を変更した。この基本計画は、国の他の計画等の指針となる、国土強靱化に関するアンブレラ計画であり、各府省庁は国土強靱化に必要な取組を地方公共団体や民間と連携して、総合的・横断的に推進することとしている。

<美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画(静岡県国土強靱化地域計画)>

静岡県は、「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」や「地震・津波対策アクションプログラム2013」等の国土強靱化に先駆けた県の取組を改めて評価した上で、基本法第13条第1項の規定に基づき、静岡県の国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「美しく、強く、しなやかな“ふじのくに”づくり計画(静岡県国土強靱化地域計画)」を2015(平成27)年4月に策定し、2020(令和2)年3月に改定した。

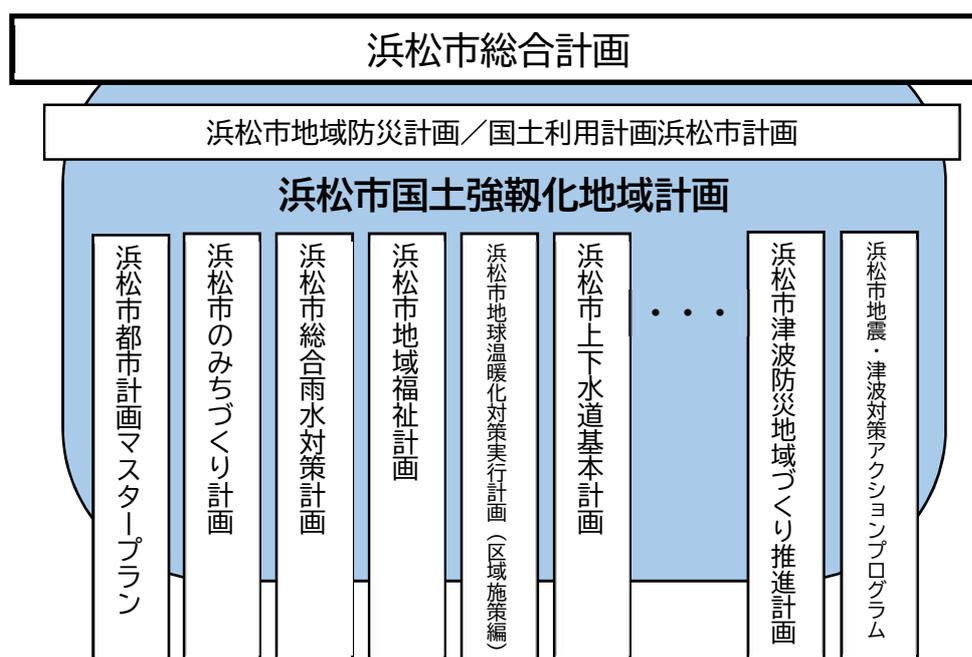
<浜松市国土強靱化地域計画策定の趣旨>

市総合計画が目指す本市の将来像を踏まえ、国土強靱化の観点から、大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ「強靱な浜松」のまちをつくるための施策を、総合的・計画的に推進する指針として「浜松市国土強靱化地域計画」を策定するものである。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として定めるものであり、災害対策基本法に基づき本市で想定される災害種別ごとに、応急対策、災害復旧等、災害に係る事務・業務について総合的に定めた浜松市地域防災計画等を踏まえ、災害リスクを特定・評価し、それに対応する施策を位置付けて推進する。

本計画は、本市の最上位計画である浜松市総合計画との整合・調和を図り、かつ、各個別計画とも連携した計画とする。



3 基本理念

本市では、国土強靱化の趣旨を踏まえ、大規模自然災害に係る復旧・復興段階をも事前に見据え、防災・減災と地域成長を両立させた未来かがやく地域づくりを進めるとともに、自然環境・歴史・文化・経済等の地域特性に配慮しながら、安全で快適な生活環境の確保を図ることにより、「未来へかがやく 強くてしなやかなまち はままつ」を目指す。

4 基本目標

本市の国土強靱化を推進するにあたり、国の国土強靱化基本計画及び静岡県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

5 本市の国土強靱化に向けたこれまでの取組

本市では、1976(昭和 51)年の東海地震説の発表以来、地震対策を推進してきたが、東日本大震災における甚大な津波被害、2013(平成 25)年 6 月に発表された静岡県第 4 次地震被害想定を発表を受け、津波対策も喫緊の重要課題となった。

そのような中、「浜松市地震・津波対策アクションプログラム 2013」や全国で 2 番目に「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定し、防災先進都市としてハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災効果を高める取組を積極的に進めている。さらに、「浜松市のみちづくり計画」や「浜松市総合雨水対策計画」、「浜松市上下水道基本計画」など、個別計画においても、防災対策を推進している。

また、民間企業や地域コミュニティ等との協働により「浜松版グリーンレジリエンス」を推進し、防災・減災のみならず、地方創生の実現に向けた取組を図っている。

<浜松市地震・津波対策アクションプログラム 2023>

東日本大震災における甚大な津波被害を機に、静岡県は、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を含め、今後の地震・津波対策の基礎資料とする静岡県第 4 次地震被害想定(第一次報告)を 2013(平成 25)年 6 月に、同(第二次報告)を 11 月に策定するとともに、これまでの津波対策の総点検を実施し、2013(平成 25)年 11 月に当面実施すべき対策として「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定した。

本市では、「静岡県第 4 次地震被害想定」、「静岡県地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき「浜松市地震・津波対策アクションプログラム 2013」を策定し、津波避難ビルの指定や津波避難マウンド、津波避難タワーなどの整備を進めるとともに、浜松市沿岸域防潮堤の整備を県と連携して推進した結果、推計された犠牲者約 16,000 人に対して 9 割以上の減少を達成した。

策定から 10 年が経過したことから、2024(令和 6)年 3 月に後継となる「浜松市地震・津波対策アクションプログラム 2023」を策定し、犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進している。

<浜松市津波防災地域づくり推進計画>

2011(平成 23)年に東日本大震災が発生し、巨大津波による被害の甚大さを目の当たりにして、長い沿岸部を有する本市では、地震だけでなく、津波災害にも強いまちづくりを早急に推し進めることの重要性を再認識した。

東日本大震災の未曾有の災害を教訓として、国が 2011(平成 23)年 12 月に制定した「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、本市では、将来予想される最大規模の地震に対して、津波から市民の生命、身体、財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことのできる魅力あるまちづくりを、市民の自助、地域の共助、そして公助の連携による、オール浜松体制で推進するため、2014(平成 26)年 4 月に「浜松市津波防災地域づくり推進計画」を策定した。

<浜松市のみちづくり計画>

「浜松市のみちづくり計画」は、2017(平成29)年度から2026(令和8)年度の10年間を計画期間とした第2期計画に基づき、高規格道路の整備促進や自転車通行空間の整備、交通安全対策、橋梁の耐震化や道路斜面对策、橋梁などの道路施設の維持管理を着実に実施してきた。

近年、自然災害が激甚化・頻発化し、本市においても土砂災害や路肩崩壊が多発していることに加え、令和6年能登半島地震において発生した斜面崩壊等による道路被害は、本市の中山間地域においても同様の被害が懸念されている。また、南海トラフ巨大地震の発生も予測されていることから、災害に強い道路ネットワーク機能の強化が急務となった。さらに、橋梁など膨大な道路施設については、道路施設の長寿命化やコスト縮減に向けて、損傷が軽微なうちに修繕する予防保全型への本格転換が必要である。

このような環境の変化へ柔軟に対応するとともに、「浜松市総合計画」との整合を図るため、2025(令和7)年度から2034(令和16)年度を計画期間とした第3期計画となる「浜松市のみちづくり計画」を策定した。

<浜松市総合雨水対策計画>

本市では、浸水被害から市民の生命・財産を守るため、河川や下水道の整備のほか、校庭や公園などへの貯留施設や水田の保全、湛水の防除など、各管理者が個々に対策を実施してきた。しかし、これらの雨水排水施設の整備には時間を要し、相次ぐ大型台風の襲来や集中豪雨の増加、宅地化の進行に伴う地盤の保水能力の低下などで、依然として市内各地で浸水被害が発生している。「これまでに経験したことのない集中豪雨は発生する」との認識の下、河川対策だけでなく、浸水被害の実態や原因、対策の目標について認識を共有しながら、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な「流域治水」へ転換する必要がある。本市では、整備の優先度が高いエリアを選択し、県及び市の関係部局が連携して事業を集中することで、効果的かつ戦略的な雨水対策を進めていくこととした。

このような本市を取り巻く課題や全国的な治水行政の動向も踏まえ、2020(令和2)年2月に策定した「浜松市総合雨水対策計画」を2024(令和6)年3月に改訂し、短期的な視点だけでなく将来を見据えた雨水対策の対策方針をまとめた。

<浜松市上下水道基本計画>

今後10年間(2025~2034年度)で本市の上下水道事業が目指す方向や今後の取組などを示す上下水道一体の「浜松市上下水道基本計画」を2025(令和7)年3月に策定した。当該計画では、10年後の理想の姿を「安全・安心な上下水道が地域社会の中で健全な水循環に貢献している。」と設定し、実現に向けて「施設強靱化等による防災・減災の推進」など5つの基本方針を定めている。自然災害の頻発化と激甚化が進み、特に令和6年能登半島地震では上下水道施設に甚大な被害が生じたことなどを背景に、2025(令和7)年1月に策定した「浜松市上下水道耐震化計画」に基づき、浄水場、浄化センター等の上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を推進している。

また、2025(令和7)年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道等に起因する道路陥没事故を踏まえた国の要請に基づき、設置から30年以上経過した口径2m以上の下水道管路にかかる全国特別重点調査の実施や、2025(令和7)年4月に京都市下京区で発生した水道管漏水事故を踏まえた国の要請に基づき、緊急輸送道路に埋設されている同様の水道管の緊急点検を実施するなど事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路等の迅速な確認を行うとともに、老朽化した上下水道施設の改修又は更新を行っている。

<浜松市防災都市づくり計画>

今後発生が予想される南海トラフ巨大地震や地球温暖化等により激甚化する豪雨への対策など、様々な自然災害に対応するための都市づくりが必要となっていることから、災害に強い都市の実現を目指すため、本市では、防災・減災対策と復興事前準備の双方を兼ね備えた「浜松市防災都市づくり計画」の策定に向け検討を重ねてきた。当計画は2026(令和8)年3月に策定予定である。

<浜松版グリーンレジリエンス>

天竜美林が持つ水資源の確保、山地災害防止、生態系保存、二酸化炭素の吸収等の多面的機能の維持・強化と地元木材の新事業創出・木材利用拡大を通じた産業振興を同時に進め、地方創生の実現を図ることを目的に、FSC森林認証制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理や地元木材（FSC認証材）を活用した新事業創出・木材利用の拡大、市民の森林に対する理解増進、緑の防潮堤等の市民協働によるインフラ整備に取り組んでいる。

6 浜松市国土強靱化地域計画の改訂にあたって

本市では、2019(平成31)年3月に「浜松市国土強靱化地域計画」(初版)を策定し、その後、7回の一部改訂を重ねてきた。本計画では「浜松市地震・津波対策アクションプログラム」や「浜松市津波防災地域づくり推進計画」、「浜松市総合雨水対策計画」など各個別計画に基づくものや、個別計画以外で新たに推進する施策など計142の重点化施策を設定し、施策を推進している。

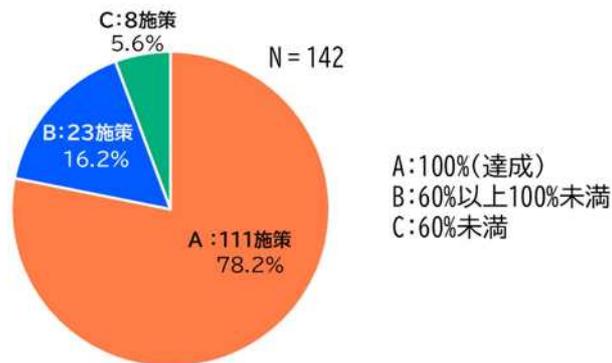
前述のとおり、本計画や浜松市地震・津波対策アクションプログラムなど個別計画に基づき、津波避難施設の整備や、浜松市沿岸域防潮堤の整備を県と連携して推進した結果、推計された犠牲者約16,000人に対して9割以上の減少を達成するなど成果を上げている。

本計画における142の重点化施策については、下表のとおり2024(令和6)年度末までに111の施策が目標値に達し、達成率は78.2%であった。

改訂前の「浜松市国土強靱化地域計画」における施策の達成状況

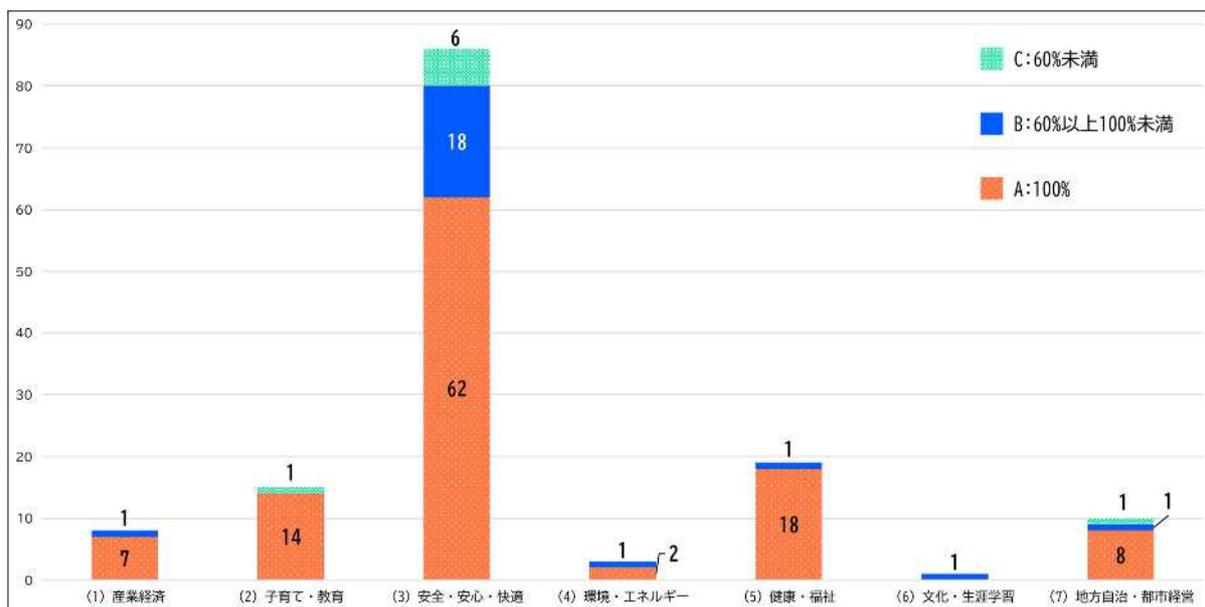
評価	A:100%(達成)	B:60%以上 100%未満	C:60%未満	計
施策数	111	23	8	142
割合	78.2%	16.2%	5.6%	100%

達成には至らなかった施策についても着実に進行しており、A評価(100%)とB評価(60%以上100%未満)を合わせると90%を超えている。



各施策分野の重点化施策数と達成状況は次のとおりである。

改訂前の「浜松市国土強靱化地域計画」における各施策分野の重点化施策数と達成状況



※施策分野名は浜松市総合計画第1次推進プラン(基本計画)に基づく

ほとんどの分野で目標をおおむね達成できている。C評価(60%未満)となった目標の達成が遅れている施策の中には、「(2) 子育て・教育」の分野では、中・高校生の地域防災訓練への参加、「(3) 安全・安心・快適」の分野では、市民の物資備蓄(7日以上の食料及び飲料水)の促進、「(7) 地方自治・都市経営」の分野では、女性の自主防災組織役員への参画など、各分野において、市民が実施主体となって取り組むものが多くみられた。市としては、引き続き、これらの目標達成に向け、啓発活動に取り組む必要がある。

2023(令和5)年7月には、国の国土強靱化基本計画が変更され、地域における防災力の一層の強化などが基本的な方針に位置付けられ、リスクシナリオも大きく組み替えられた。

本市においては、浜松市総合計画(基本計画)の10年間の計画期間が2025(令和7)年度から始まったため、国土強靱化に係る市の計画等の指針となり、浜松市総合計画との整合・調和を図ることとしている本計画は、内容の見直しを行う必要がある。

また、2022(令和4)年度の浜松市包括外部監査では、「防災及び危機管理に係る事務の執行について」として、本計画をはじめとする危機管理事務に関して監査を受けた。この際、本計画における142の重点化施策のうち、本計画の趣旨に照らして、評価方法や、目標指標の的確性など、指摘・意見をいただいたところである。

主な意見としては、優先順位の高いリスクシナリオを選定する際に使用した指標の一つである「影響の大きさ」に関するものがある。「影響の大きさ」は、そのリスクシナリオに係る災害が発生した際の、市全体への影響度合いとしているが、津波(沿岸部でリスク大)や孤立集落発生(中山間地域でリスク大)など、一部の地域でのみリスクが高い災害については、過小評価されてしまうおそれがあるというものだった。地域によってリスクが異なるものについては、地域性を考慮して優先順位付けする必要がある。

改訂時期については、2025(令和7)年度の第2期基本計画開始時は、基本計画と強靱化計画のスタートライン、目線を合わせる絶好の機会であり、強靱化計画の見直しを行う好機であるとの意見もあった。

これらを受け、この度、改訂に至ったものである。

第2章 浜松市の概況

1 本市の概況

(1) 地勢

本市は、首都圏と関西圏の2つの経済圏のほぼ中間に位置し、面積は1,558.06平方キロメートル、静岡県約2割を占めている。

長野県諏訪湖に端を発する急流河川の大竜川が本市を縦断し、遠州灘へと注いでおり、西端には、総面積64.92平方キロメートルの汽水湖である浜名湖がある。

地形は、大竜川中流域の急峻な中山間地、扇状地に広がる下流域の平野部、河岸段丘の三方原台地、そして浜名湖から太平洋の沿岸部によって構成されている。

気候は、全国的に見て温暖で恵まれた気象条件にあり、年平均気温（平年値）は16.8℃、年間雨量（平年値）は1,843.2mm、日照時間（年平均値）は、2,237.9時間となっている。

※市及び浜名湖の面積は、国土地理院公表数値となる。

※気温、雨量、日照時間の年平均値は、気象庁公表数値となる。

(2) 人口

2025(令和7)年4月1日現在の住民基本台帳に基づく本市の総人口は、781,011人である。

年齢別人口をみると、年少人口(15歳未満)は91,846人、生産年齢人口(15歳～64歳)は462,884人でともに減少傾向にある。一方、老年人口(65歳以上)は226,281人で増加傾向であり、高齢化が進んでいる。

(3) 交通

本市は、JR東海道新幹線や東名高速道路、新東名高速道路が通る我が国の交通の要衝にあり、近郊には、富士山静岡空港や中部国際空港が立地している。

市内を結ぶ主な公共交通機関としては、市中心部から放射線状にバス交通が発達しており、市内の南北交通の軸となる遠州鉄道鉄道線、東西を結ぶJR東海道本線や大竜浜名湖線が走っている。

市内の主要な道路としては、南北を結ぶ国道152号、国道257号など、東西を結ぶ国道1号、国道362号などがある。

また、愛知県東三河地域や長野県南信州地域、本市が属する静岡県遠州地域の3地域で構成される三遠南信地域においては、地域を南北に縦断するJR飯田線が走るとともに、都市部と中山間地域を結ぶ自動車交通の利便性の向上に向け、三遠南信自動車道の整備が進められている。

(4) 主要河川

本市にある主要河川として、一級河川の天竜川、安間川等、二級河川の都田川、井伊谷川、馬込川等が挙げられる。

2 過去の災害履歴

(1) 主な地震被害

発生日	名称	規模 (推定)	被害概要
715(和銅8)年5月25日	和銅 遠江地震	M6.5~7.5	・山崩れが発生し、天竜川をせき止められ、数十日後に決壊して敷智郡・長下郡・石田郡の民家が水没し、田も損害を受けた
1498(明応7)年9月20日	明応 東海地震	M8.2~8.4	・地割れ、崖崩れ、津波等のため大きな被害を受け、津波のため舞阪町では約300戸の住家が流失、雄踏町・三ヶ日町佐久米等にも被害が及んだ ・浜名湖が津波によって切れ、海に通じるようになった
1605(慶長9)年2月3日	慶長地震	M7.9	・浜名湖付近の橋本で100戸中、80戸が流出し、死者も多かった ・舞阪町では高波により、山際まで船を打ち上げた
1707(宝永4)年10月28日	宝永地震	M8.4	・被災地域を通じて甚大な人的・建物被害を受けた ・舞阪町では津波により宿中の家が破損、死者が発生し、細江町気賀では田畑が海水に浸かった ・地震発生から49日後に富士山が噴火した
1854(嘉永7)年12月23日	安政 東海地震	M8.4	・被災地域を通じての被害は、死者2,000~3,000人、潰焼失家屋約30,000戸とされる ・東海道の各宿場は、壊滅的な被害を受け、家屋の倒壊は軟弱地盤の低地に留まらず台地上でも生じた
1944(昭和19)年12月7日	昭和 東南海地震	M7.9	・被災地域を通じての被害は、死者・行方不明者1,223人(うち県内295人)、負傷2,864人(うち県内843人)、住家全壊17,611戸(うち県内6,970戸)、住家半壊36,565戸(うち県内9,522戸)とされる ・舞阪町沿岸では、0.6m~1mの津波があった

※被害件数は、資料により異なる。

(2) 主な風水害

発生日	災害種別	被害状況						
		死者 [人]	負傷者 [人]	行方不明 者 [人]	全壊 [戸]	半壊 [戸]	床上浸水 [戸]	床下浸水 [戸]
1959(昭和 34)年 9月 26 日	台風 (伊勢湾台風)	5	56	1	441	1,635	403	1,688
1971(昭和 46)年 8月 31 日	台風	1	8	-	15	65	1,458	9,446
1974(昭和 49)年 7月 7~8 日	台風・大雨 (七夕豪雨)	44	241	-	241	350	26,452	54,092
1975(昭和 50)年 10月 7~8 日	大雨	6	18	-	4	11	2,864	16,572
2004(平成 16)年 10月 9 日	台風	5	100	1	130	277	310	1,041
2011(平成 23)年 9月 19 日	台風	3	155	-	2	8	34	73
2012(平成 24)年 6月 19~20 日	台風	-	10	-	-	-	-	8
2014(平成 26)年 10月 5~6 日	台風	-	4	-	-	-	1	33
2015(平成 27)年 9月 7~9 日	台風	-	4	-	-	-	22	96
2018(平成 30)年 9月 30日~10月 1 日	台風	-	13	-	-	6	-	-
2022(令和 4)年 9月 2 日	大雨	-	-	-	-	-	47	123
2022(令和 4)年 9月 23~24 日	台風	-	6	-	2	6	225	190
2023(令和 5)年 6月 1~3 日	台風・大雨	1	1	-	2	4	68	67

※被害件数は、2011年までは静岡県内の総数。それ以降は市内の総数。

(3) 全国の主な災害

災害名	発生日	被害状況				
		死者 行方不明者 [人]	負傷者 [人]	全壊 [戸]	半壊 [戸]	床上浸水 [戸]
阪神・淡路大震災	1995(平成7)年 1月17日	6,437	43,792	104,906	144,274	-
新潟県中越地震	2004(平成16)年 10月23日	68	4,795	3,175	13,810	-
東日本大震災	2011(平成23)年 3月11日	22,318	6,242	122,039	283,698	1,490
平成27年9月 関東・東北豪雨	2015(平成27)年 9月9日～9月11日	20	82	81	7,090	2,523
平成28年 熊本地震	2016(平成28)年 4月14日、4月16日	273	2,809	8,667	34,719	-
平成30年7月豪雨	2018(平成30)年 6月28日～7月8日	271	449	6,783	11,342	6,982
令和6年 能登半島地震	2024(令和6)年 1月1日	700	1,407	6,537	23,703	6

上表のほか、2024(令和6)年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震では、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が初めて発表された。

また、2025(令和7)年7月30日に発生したカムチャツカ半島付近の地震では、静岡県沿岸部に津波警報が発表された。

第3章 脆弱性評価

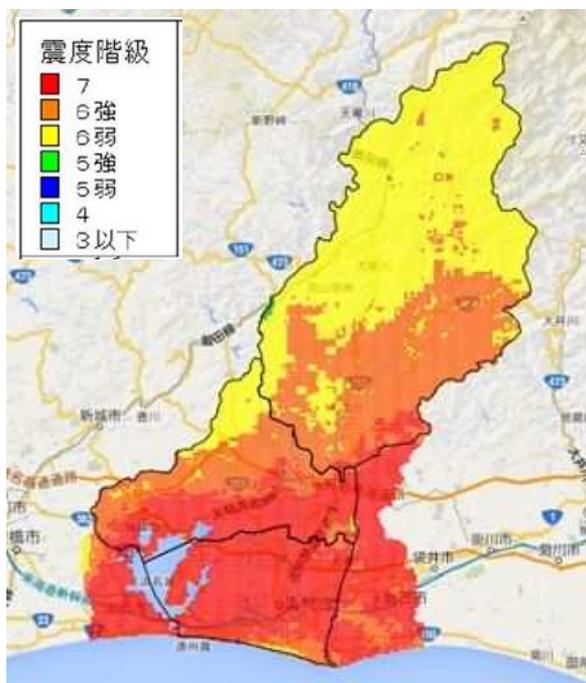
1 脆弱性評価とは

基本法では、国の国土強靱化基本計画の案の作成にあたり、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価を行うことが規定されており、その実施に必要な「事前に備えるべき目標」と「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」が設定されている。

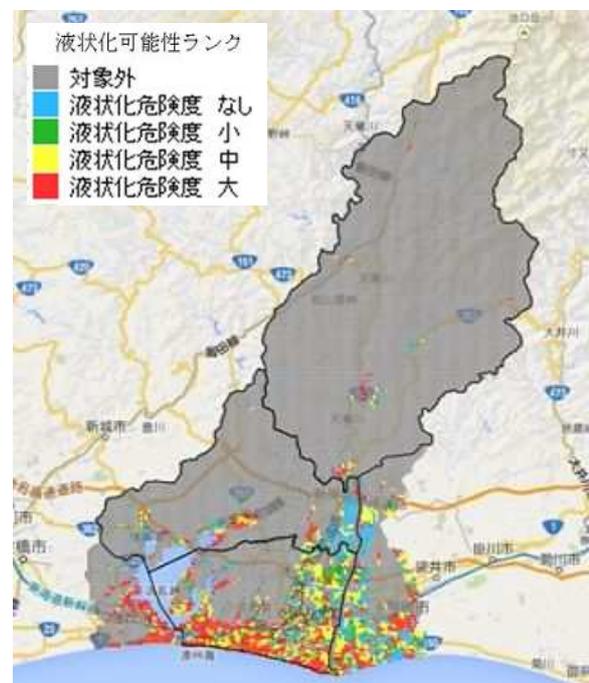
本市でも、4つの基本目標を達成するため、「事前に備えるべき目標」とその妨げとなるものとして「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、リスクシナリオごとに本市の防災・減災、その他迅速な復旧・復興等に資する施策を整理して、リスクを避けるための施策の有無や偏り、その進捗状況等を評価することによって課題を洗い出す。

2 対象とする災害

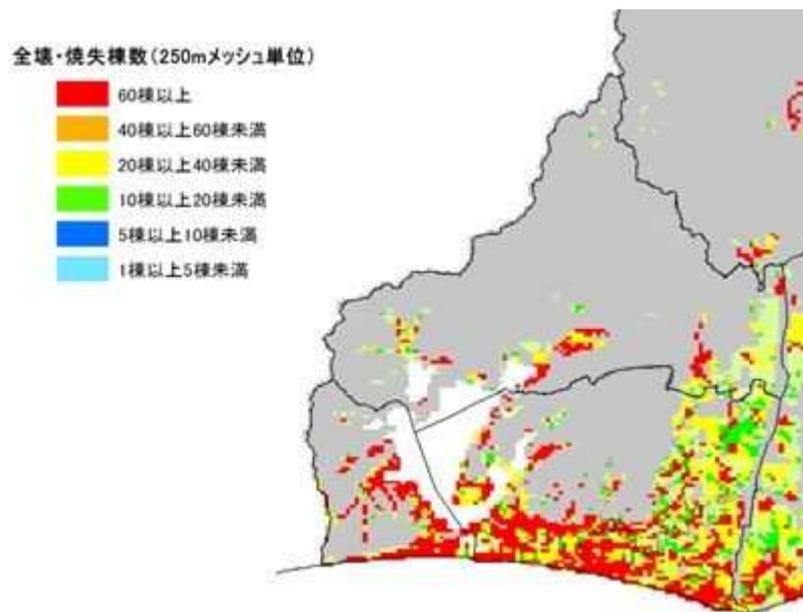
本市の地域特性上、最も甚大な被害を及ぼすと想定される「南海トラフ巨大地震」における地震・津波を中心に、台風・豪雨等による風水害、土砂災害等を含めた大規模自然災害を対象とする。



静岡県第4次地震被害想定
震度分布図（レベル2陸側ケース）



静岡県第4次地震被害想定
液状化可能性分布図（レベル2陸側ケース）



静岡県第4次地震被害想定

全壊・焼失棟数分布図(レベル2陸側ケース、冬・夕方)



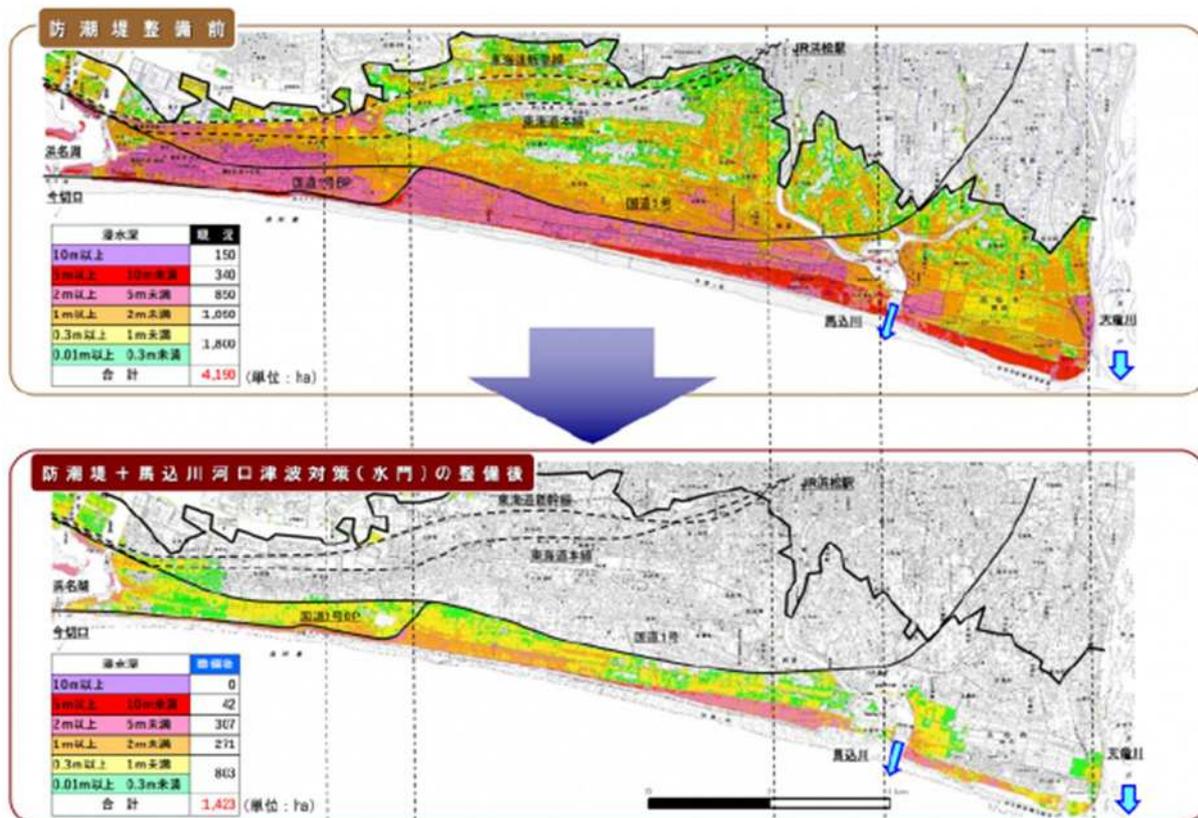
静岡県第4次地震被害想定

津波浸水域図(レベル2重ね合わせ図)防潮堤整備前

防潮堤の整備効果

下図は、防潮堤整備事業における整備効果である。防潮堤はすでに完成しているが、馬込川河口部への水門整備は2027(令和9)年度に完成予定であり、下図は水門整備まで完了した際のものである。

本事業による減災効果としては、宅地の浸水面積の約8割の低減、建物の倒壊・流出の危険性が高いと考えられる浸水深2m以上の宅地の98%低減などがある。



出典：静岡県提供資料（この津波浸水想定図は、静岡県で独自に計算したものである）

防潮堤整備による減災効果

3 事前に備えるべき目標とリスクシナリオ

改訂前の計画では、国及び県で設定されたリスクシナリオを基本としつつ、本市の役割を踏まえ、9つの「事前に備えるべき目標」と41の「リスクシナリオ」を設定した。

その後、国の国土強靱化基本計画では、以下の観点により、リスクシナリオの再整理が行われている。

- ① コロナ禍での災害対応や災害ストレスによる災害関連死など、近年の自然災害教訓や社会情勢変化等を踏まえた新たな観点等の追加検討
- ② 「地震」「地震後火災」「津波」など、対象となる個々の自然災害を明確化し、関連する最悪の事態を再整理
- ③ 対象となる各ライフラインの重要度・関連性を踏まえた最悪の事態の再整理
- ④ 脆弱性を考える上で一体・一連のものとして扱うほうが望ましい最悪の事態の統合

この結果、「事前に備えるべき目標」は6に、「リスクシナリオ」は35に、それぞれ見直された。

本市では、国の再整理後のリスクシナリオを基本としつつ、対象とする災害、本市の地域特性や基礎自治体としての役割を踏まえ、6つの「事前に備えるべき目標」と29の「リスクシナリオ」を以下のとおり設定した。

※改訂前の計画におけるリスクシナリオとの対照表及び国の国土強靱化基本計画<2023(令和5)年7月変更版>におけるリスクシナリオ一覧表は、巻末に参考として示す。

<事前に備えるべき目標とリスクシナリオ>

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
	1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足
	2-2	医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、福祉サービスの不足、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化や、地震と風水害等の複合災害による災害関連死の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の低下

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞
	4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の拡散・流出
	4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への影響
	4-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への影響
	4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下
	4-6	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生に伴う市民生活への影響
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	通信インフラの障害等により、テレビ・ラジオ・インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができないことや、災害に対する意識の低さ等により避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-4	緊急輸送路等の幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響や救急・救命活動、支援活動への支障が生じる事態
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が遅れ地域が衰退したり、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地域活力が低下したりする事態
	6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態
	6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態
	6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	6-6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市民の経済等への影響

4 脆弱性評価結果と評価結果のポイント

前述の「事前に備えるべき目標」や「リスクシナリオ」に対して、現在、本市が実施している施策が、どの程度まで達成しているかを評価した。本市の施策としては、「地震・津波対策アクションプログラム 2023」、「津波防災地域づくり推進計画」、そのほか「浜松市のまちづくり計画（道路整備プログラム）」や「浜松市総合雨水対策計画 2024」等、各個別計画等で推進している施策がある。

脆弱性評価結果は、リスクシナリオごとに「【別紙】脆弱性評価結果」としてまとめた。

また、リスクシナリオ全体を通しての脆弱性評価結果のポイントは次のとおりであり、強靱化を図る上では、このポイントを念頭において、総合的かつ計画的に取り組む必要がある。

◆住民の生命と財産を守る防災インフラ（河川・ダム、砂防・治山、海岸等）の整備・管理

巨大災害リスクの切迫や気候危機の深刻化等、地域の持続性を脅かす危機に備え、住民の生命と財産を守るため、自然災害からの逃げ遅れゼロと災害関連死ゼロを目指し、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進する必要がある。

本市では、県と連携した防潮堤整備、馬込川河口部の水門整備のほか、10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するための河川整備や、「浜松版グリーンレジリエンス」の推進、公共施設の耐震化、避難所となる公共建築物のインフラ整備などに取り組んでいる。また、災害関連死を防ぐため、避難所の環境整備も継続して進めている。

◆経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図る必要がある。

本市では、緊急輸送道路の整備や、緊急輸送路の道路斜面における対策などを進めている。また、市民、事業者向けの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池など、創エネ・蓄エネ設備の導入支援を通じて、再生可能エネルギーの地産地消を進める必要がある。

◆デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ力を最大限活用し、地域が直面する災害への対応力を強化する必要がある。

市総合防災情報システムの強化による情報の収集・伝達体制の向上が必要となっている。

◆災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

地域が直面する災害リスクに対応するため、国や県との適正な連携関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進する必要がある。

本市でも、中小企業等による事業継続計画(BCP)の策定が促進されるよう支援を行っている。

国土強靱化にかかる施策は市内の複数の部局にわたるとともに、市だけではなく、国、県、関係団体、民間事業者、市民等、多岐にわたる。部局の横断的な取組を推進するとともに、民間事業者、市民等も含めたそれぞれの実施主体が、自らの果たすべき役割に応じた取組を、相互に連携を図りながら行っていく必要がある。

◆地域における防災力の一層の強化（地域力の発揮）

地域の力を結集し、あらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図る必要がある。

本市では、地域や職場の防災リーダーとなり得る人材を養成する静岡県ふじのくに防災士の制度をはじめとした、人材の育成・活用にかかる取り組みを継続している。

そのほか、男女共同参画の視点からの防災対策の推進や要配慮者への支援、NPO やボランティアとの連携などを通して、あらゆる人々が主体的に参画できる地域コミュニティを形成していく必要がある。また、災害時に民間団体のコーディネート等を行う災害中間支援組織の体制構築を完了させる必要がある。

第4章 重点化施策の抽出

1 優先順位の高いリスクシナリオの選定

第3章では、「事前に備えるべき目標」や「リスクシナリオ」に対する本市の状況进行评估した。いずれのリスクシナリオにおいても課題が抽出され、それに対応した施策が挙げられているが、限られた資源で効率的・効果的に国土強靱化を進めるには、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。

そこで、人命保護を最重点とし、「役割の大きさ」「影響の大きさ」「緊急度」の3つの観点においてリスクシナリオ単位で評価し、その中で優先順位の高いリスクシナリオを選定した。なお、「役割の大きさ」は市の所管している施策との関連度合い、「影響の大きさ」は市全体への影響度合い、「緊急度」は人命保護への影響度合いである。

選定にあたっては、各リスクシナリオにおいて、「役割の大きさ」「影響の大きさ」「緊急度」のそれぞれの観点において、大、中、小の3段階で評価した。

評価の一例としては、1-1から1-5のリスクシナリオは、直接死に関わるリスクシナリオのため、市の施策との関連も大きく、人命にも直接影響することから、「役割の大きさ」と「緊急度」を「大」と判断した。

「影響の大きさ」は市全体への影響度合いとしているが、津波に関する1-3のリスクシナリオなど、地域によってハザード等のリスクが異なるものについては、地域性を考慮している。具体的には、地域性のあるリスクシナリオにおいては、平野部と中山間地域でそれぞれ評価しており、1-3のリスクシナリオにおける「影響の大きさ」は、沿岸部を含む平野部では「大」、津波の浸水想定域外である中山間地域では「小」とした。

また、市として、2025(令和7)年度に計画期間が開始した総合計画(第2期基本計画)において「災害関連死ゼロ」に向けて取り組むことを示しているため、災害関連死の発生を想定している2-3のリスクシナリオは、「役割の大きさ」「影響の大きさ」「緊急度」のすべてで「大」と判断した。

このように各リスクシナリオで評価した結果、15のリスクシナリオを優先順位の高いものとして抽出した。

<優先順位の高いリスクシナリオ>

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生【平野部に限る】
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)	
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足
2-2	医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、福祉サービスの不足、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化や、地震と風水害等の複合災害による災害関連死の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生【中山間地域に限る】
4-6	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生に伴う市民生活への影響【平野部に限る】
5-1	通信インフラの障害等により、テレビ・ラジオ・インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができないことや、災害に対する意識の低さ等により避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
5-4	緊急輸送路等の幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響や救急・救命活動、支援活動への支障が生じる事態
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如、企業・住民の流出等により、復興が遅れ地域が衰退したり、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地域活力が低下したりする事態

2 総合計画を踏まえた重点化施策の整理

選定した15のリスクシナリオに付随する各種計画等の施策を抽出し、市として取り組むべき106の施策を重点化施策として位置付け、行政分野の明確化を図るため、本市の行政運営の基本とする総合計画(第2期基本計画)の分野別計画と整合をとり、7つの施策分野ごとに整理し、「国土強靱化地域計画の推進施策(重点化施策)」としてまとめた。

なお、106の施策のうち、43の施策は改訂前の計画から継続して取り組むものである。ただし、目標指標等は必要に応じて修正している。

<分野別計画の施策分野と基本政策>

分野別計画の施策分野	市総合計画(基本計画)の基本政策	重点化施策数
(1) 産業経済	1 世界を市場とする産業・サービスの創造 2 スタートアップ・エコシステムの構築 3 国内外に通用する魅力ある地域資源の創造 4 もうかる農林水産業の推進	8

分野別計画の施策分野	市総合計画(基本計画)の基本政策	重点化施策数
(2) こども・教育	1 全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまちづくり 2 自分や浜松の未来を創る人づくり	4
(3) 安全・安心・快適	1 みんなの力で自然災害から生き残る 2 市民が集う活力ある都市づくり 3 みどり豊かで、快適なまちづくり 4 災害に強く、安全で快適な社会基盤の構築と強化 5 いつでも、どこでも、迅速的確に対応する消防・救急体制づくり 6 健全な水循環に貢献する強靱で安全・安心な上下水道の経営	77
(4) 環境・くらし	1 カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現 2 循環共生型社会の実現 3 地域コミュニティの充実	3
(5) 健康・福祉	1 関係機関との連携による包括的な支援の推進 2 人々の心身の健康を守る健康づくりの推進と医療の充実 3 健康寿命日本一「ウエルネスシティ（予防・健幸都市）」浜松	8
(6) 文化・スポーツ	1 文化、芸術、歴史の魅力に触れ、学び、楽しむ機会、場の提供 2 「する」「みる」「ささえる」でまちを元気にするスポーツの推進	1
(7) 地方自治	1 市民とともに歩む未来を見据えた行政運営 2 市民満足度の高い自治体組織と運営の実現 3 将来像を実現する財政運営、資産経営、財源確保の推進 4 行政サービスを支える市税の公平公正な課税と収納の推進 5 デジタル活用による安全・安心、便利で快適な市民サービスの実現	5
重点化施策数 合計		106

3 国土強靱化地域計画の推進施策（重点化施策）

国土強靱化地域計画の推進にあたっては、目標を持って施策の推進に努めるものとし、計画期間中であっても社会情勢の変化等も考慮のうえ、必要な施策の追加や施策の進捗状況に応じた修正等を行いながら、計画的に推進する。

※リスクシナリオの太字は、優先順位の高いリスクシナリオであり、下段括弧書きは、当該施策を推進することで、併せてリスクの低減が期待できるリスクシナリオとなる。

計画欄の凡例（本市計画）	
AP：浜松市地震・津波対策アクションプログラム 2023	農地：農地整備課 AP
森林：浜松市森林・林業ビジョン	卸売：浜松市中央卸売市場再整備基本計画
みち：浜松市のみちづくり計画	津波：カムチャツカ半島付近の地震による津波警報の対応の点検結果
雨水：浜松市総合雨水対策計画 2024	漁港：村瀬漁港機能保全計画
斜面：浜松市道路斜面对策計画	土工：浜松市特定道路土工構造物維持管理計画

計画欄の凡例（本市計画）	
電柱：浜松市無電柱化推進計画	橋梁：浜松市橋梁耐震化計画
舗装：浜松市舗装長寿命化計画	津防：浜松市津波防災地域づくり推進計画
水道：浜松市上下水道基本計画	高齢：はままつ友愛の高齢者プラン
保全：建築物保全事業	公共：公共建築物長寿命化計画（一般施設）
個別：その他の個別計画	強靱：個別計画以外で強靱化計画にて推進する施策

以下の重点化施策一覧における「2024 年度実績」欄について、2024 年度が計画期間外である施策（2025 年度開始施策など）は「-」としている。

(1) 産業経済

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
1	1-3 4-6	津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備（樋門の自動化・遠隔化等）	津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設 12 施設の整備率（樋門の自動化・遠隔化等）	市	91.7%	100%	2032	A P	農地整備課
2	1-4	防災重点農業用ため池の耐震・豪雨対策	対策が必要な防災重点農業用ため池 15 池うちの耐震・豪雨対策済箇所の割合	市 県	40%	100%	2032	A P	農地整備課
3	1-4	防災重点農業用ため池の遠隔監視	防災重点農業用ため池 9 池のうち遠隔監視可能なため池箇所数の割合	市	0%	100%	2026	農地	農地整備課
4	1-4	排水機場の遠隔監視	排水機場 8 箇所のうち遠隔監視が可能な排水機場の割合	県	62.5%	100%	2035	農地	農地整備課
5	1-4 (4-5)	グリーンレジリエンスの推進	FSC 森林認証面積（目標：54,000ha）	市	92.3%	100%	2037	森林	林業振興課
6	2-4 2-5	事業所の緊急物資備蓄の促進	飲料水・食料を備蓄している事業所の割合	市 民間事業者	88.5%	100%	2034	強靱	危機管理課
7	2-4 (4-3) (5-2)	災害時においても生鮮食料品等の安定供給を確保するための浜松市中央卸売市場における施設の再整備	中央卸売市場再整備事業における施設整備の進捗率	市	0%	100%	2033	卸売	中央卸売市場

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
8	6-1 (4-1) (6-6)	市内企業等のBCP策定の促進	市内企業等のBCP策定率	市 民間事業者	64%	74%	2034	強靱	危機管理課 産業振興課

(2) こども・教育

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
9	2-1 5-1 (6-2)	地域防災訓練の充実・強化 (中・高校生)	中・高校生の地域防災訓練への参加率	市 市民	47.5%	50%	2032	A P	危機管理課
10	2-4	学校における災害対応体制整備（学校用非常食）	学校用非常食配備率	市	—	100%	2032	強靱	健康安全課
11	5-1	情報伝達体制の整備	小中学校等連絡アプリの登録率	市	99.5%	100%	2032	強靱	健康安全課
12	5-1	学校における防災対策の推進	市立小中学校における防災教育ポータルサイトを活用した避難訓練の実施率	市	—	100%	2032	強靱	健康安全課

(3) 安全・安心・快適

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
13	1-1	盛土規制法基礎調査事業	既存盛土 1,443 箇所のうち経過観察が必要な 1,083 箇所の調査実施率	市	0%	100%	2029	強靱	盛土対策課
14	1-1	宅地耐震化推進事業	大規模盛土造成地 545 箇所のうち地震時の安全性把握調査の優先度の高い 20 箇所の調査実施率	市	0%	100%	2032	強靱	盛土対策課
15	1-1	家庭内の地震対策の促進（家具の固定）	家具類（家庭内の一部を含む）を固定している市民の割合 ※（浜松市全世帯数）－（物理的に家具固定ができない世帯数）を目標件数とする	市 市民	64%	92%	2032	A P	危機管理課

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
16	1-1	住宅の耐震化の促進	住宅の耐震化率	市 市民	93.2%	2030年までに おおむね解消 ※耐震化は所有者の判断で行われる ものであり、耐震化率が100%に近い状態を目指す目標を設定	2030	A P	建築行政課
17	1-1 2-2 5-4	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進	対策が必要な建築物への耐震化啓発のための個別訪問等の実施率	市 市民	77.27%	100%	2032	A P	建築行政課
18	1-2	家庭内の地震対策の促進（感震ブレイカーの設置）	感震ブレイカーを設置している市民の割合	市 市民	14%	25%	2032	A P	危機管理課
19	1-2	火災予防思想普及啓発	市民の普及啓発参加人数	市	100% ※2024年度目標値6.8万人に対し、7.0万人の参加者	100%	2032	A P	予防課
20	1-2 2-1	地震対策消防水利の整備	大規模地震発生時、水利不足により延焼拡大のおそれのある地域への耐震性貯水槽及び防火井戸（80基）の整備率	市	91.2%	100%	2025	A P	警防課
21	1-2 2-2 2-4 5-4	都市計画道路の整備	都市計画道路の整備延長（市街地環状線内側）	市	66%	69%	2034	みち	道路企画課
22	1-3 1-4 1-5	地震、津波、水害、土砂災害に対応した資機材の整備	救命ボート、重機などの資機材の整備計画の進捗率	市	90.9%	100%	2032	A P	警防課
23	1-3 2-1 5-1	津波避難訓練の充実・強化（市民・自主防災隊）	地区津波避難計画を策定した地区（83自治会）の自主防災隊（84隊）における津波避難訓練の実施率	市 市民	51%	100%	2032	A P	危機管理課
24	1-3 2-3	津波避難タワーにおける暑さ・寒さ対策（開閉式の屋根設置）	津波避難タワー（9箇所）における開閉式の屋根設置	市	—	100%	2027	強靱	危機管理課
25	1-3 2-3	津波避難マウンドにおける暑さ・寒さ対策（パーゴラテント設置）	津波避難マウンド（3箇所）におけるパーゴラテント設置	市	—	100%	2026	強靱	危機管理課
26	1-3 2-3	津波からの避難時における非常用持ち出し品等の周知	津波浸水想定区域内の自主防災隊へのチラシ配布率	市 市民	—	100%	2025	津波	危機管理課
27	1-3 4-6 6-1	馬込川河口部の水門整備	水門の整備率	県 市は 応分の額 を負担	71.4%	100%	2027	強靱	危機管理課

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
28	1-3 4-6	津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備（樋門）	津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設43施設の整備率（樋門の自動化・遠隔化等）	市	93.0%	100%	2032	A P	河川課
29	1-3 5-1	津波からの避難時における避難対象区域及び避難行動（発令区域外への避難を含める）の周知	津波浸水想定区域内の自主防災隊へのチラシ配布率	市 市民	—	100%	2025	津波	危機管理課
30	1-3 5-1	津波からの避難時における避難誘導や要支援者の支援などを避難者同士の共助で対応することの周知	津波浸水想定区域内の自主防災隊へのチラシ配布率	市 市民	—	100%	2025	津波	危機管理課
31	1-4 4-6	河川整備の促進	10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため整備を予定している河川の整備率	市	49.9%	100%	2034	雨水	河川課
32	1-4 4-6	総合雨水対策の促進	総合雨水対策計画の対策メニュー140項目のうち取り組んでいる対策の割合	市	71.4%	100%	2033	雨水	河川課 下水道 工事課 道路保全課 農地整備課 都市計画課 土地政策課 公園管理 事務所 危機管理課 教育施設課
33	1-4 5-4	村櫛漁港施設の改修	漁港施設の改修率	市	84%	100%	2028	漁港	農業水産課
34	1-5 2-2 2-4 5-4	道路防災対策の実施	緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間において、2021年度までの道路防災点検の結果、要対策と判定された道路斜面等の道路防災対策実施率	市	59%	100%	2035	A P みち 斜面	道路保全課
35	1-5 2-2 2-4 5-4	大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施	大規模斜面施設（特定道路土工構造物）のうち、2024年度までの点検で、健全性の低下が確認された施設の修繕実施率	市	0%	100%	2035	みち 土工	道路保全課
36	2-1	地域の消防力の確保	消防団員の充足率	市 消防団	80%	100%	2032	A P	消防総務課
37	2-1 2-3	ファーストミッションボックスの導入による避難所開設の初期対応円滑化	指定避難所に対するファーストミッションボックスの導入率	市	—	100%	2026	強靱	危機管理課
38	2-1 2-3 (3-1) (6-2)	災害マネジメント総括支援員(GADM)や災害マネジメント支援員の養成	市職員のうち、災害マネジメント総括支援員(GADM)及び災害マネジメント支援員への新規登録者数（各5人/年）	国 市	—	100%	2034	強靱	危機管理課

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
39	2-1 2-3 5-1 (6-2)	地域や職場の防災リーダーとなり得る「ふじのくに防災士」の養成	ふじのくに防災士に関する知事認証取得者数（毎年50人、10年間で500人）	市 市民	—	100%	2034	強靱	危機管理課
40	2-1 2-3 6-1 (3-1) (6-2)	被災者支援コーディネーターの養成	県主催の被災者支援コーディネーター育成研修の修了者数（1人/年）	県 市 市民	—	100%	2034	強靱	危機管理課
41	2-1 2-3 6-1 (3-1) (6-2)	災害中間支援組織の体制構築	災害中間支援組織の体制構築を完了させる	市 民間 事業者	—	100%	2029	強靱	危機管理課
42	2-1 2-3 6-1 (3-1) (6-2)	ボランティアコーディネーターの確保【維持】	活動可能なボランティアコーディネーターの確保（目標 年30人×10年）	市 市民	100%	100%	2032	A P	危機管理課 福祉総務課
43	2-1 2-3 6-1 (3-1) (6-2)	災害ボランティアによる図上訓練の実施【維持】	災害ボランティアコーディネーター養成講座において、図上訓練を実施する	市 市民	100%	100%	2032	A P	危機管理課 福祉総務課
44	2-1 5-1 (6-2)	地域防災訓練の充実・強化（自主防災隊）	自主防災隊における地域防災訓練の実施率	市 市民	63%	100%	2032	A P	危機管理課
45	2-2 2-4 5-4	電線共同溝の整備の促進（緊急輸送道路）	緊急輸送道路において事業中の無電柱化（電線共同溝整備）事業の完了延長の割合	市 民間 事業者	0%	100%	2035	A P みち 電柱	道路保全課 道路企画課
46	2-2 2-4 5-4	市管理橋梁の耐震補強	緊急輸送道路上の橋梁に加えて災害対応拠点等までのラストワンマイルを含んだ橋梁の耐震補強の実施率	市	37%	100%	2031	A P みち 橋梁	道路保全課
47	2-2 2-4 5-4	道路施設（法定5施設）の老朽化対策	市管理道路施設（法定5施設）のうち、2023年度までの点検で、健全性の低下が確認された施設の修繕実施率	市	64%	100%	2028	みち 個別	道路保全課 道路企画課
48	2-2 2-4 5-4	その他法定外施設の老朽化対策（舗装）	市管理道路のうち、重要度の高い道路である分類B及びC1・2路線において、健全性が低下している舗装の修繕率（その他法定外施設）	市	32%	100%	2032	みち 舗装	道路保全課
49	2-2 2-4 5-4	緊急輸送道路等の整備	緊急輸送道路等の整備済延長	市	95%	98%	2034	みち	道路企画課
50	2-2 2-4 5-4	高速道路IC等へのアクセス道路の整備	緊急輸送道路等の整備済延長	市	95%	98%	2034	みち	道路企画課
51	2-2 2-4 5-4	環状道路・放射道路等の整備	環状・放射道路等の整備済延長	市	87%	91%	2034	みち	道路企画課

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
52	2-2 2-4 5-4 (6-2)	道路法改正に伴う道路啓開計画の策定	道路法改正に基づく道路啓開計画（中部ブロック版・静岡県版）の策定	市	0%	100%	2026	津防	道路保全課
53	2-2 5-4	安全上重要な避難路沿いのブロック塀の耐震化の促進	安全上重要な避難路沿いの危険なブロック塀の耐震化のための助成件数：年間100件以上（10年で1,000件）	市 市民	23.7%	100%	2032	A P	建築行政課
54	2-3	避難所等の機能強化	避難所等へのマンホールトイレ（17箇所）の整備率	市	35%	100%	2032	A P	危機管理課
55	2-3	移動式トイレ（トイレカー等）の配備促進	移動式トイレ（トイレカー等）の本市の配備	市	—	100%	2026	強靱	危機管理課
56	2-3	避難者の利便性が高い（洋式便座、水洗機能等）仕様の組立式仮設トイレの配備促進	組立式仮設トイレの避難所への配備割合	市	—	100%	2026	強靱	危機管理課
57	2-3	市民の緊急物資備蓄の促進（トイレ）	7日分以上の携帯トイレを備蓄している市民の割合	市 市民	11.5%	40%	2032	A P	危機管理課
58	2-3	備蓄品の整備（携帯トイレ）	想定避難者数の1日分の必要な携帯トイレ（1,388,255枚）の確保率	市	33%	100%	2028	A P	危機管理課
59	2-3	備蓄品の整備（小児用おむつ）【維持】	想定避難者数（小児）の1日分の必要な小児用おむつ（81,280枚）の確保率	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
60	2-3	備蓄品の整備（高齢者おむつ）【維持】	想定避難者数（高齢者）の1日分の必要な高齢者用おむつ（13,656枚）の確保率	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
61	2-3	備蓄品の整備（生理用品）【維持】	想定避難者数（対象女性）の1日分の必要な生理用品（147,380枚）の確保率	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
62	2-3	備蓄品の整備（毛布）	想定避難者数に必要な毛布（185,100枚）の確保率	市	58%	97%	2032	A P	危機管理課
63	2-3	避難所運営支援体制の充実・強化	「地域防災連携連絡会」の開催実績（避難所数）	市 市民	96.2%	100%	2032	A P	危機管理課
64	2-3 2-4	静岡県第4次地震被害想定結果のレベル2の地震被害に対応する備蓄スペースの不足解消にかかる防災倉庫等（広域防災倉庫含む）備蓄面積の拡充	倉庫不足面積 4,680 m ² （備蓄不足面積 2,340 m ² ）の解消	市	6%	45%	2032	A P	危機管理課
65	2-3 2-4	市民の緊急物資備蓄の促進（水）	7日分以上の飲料水を備蓄している市民の割合	市 市民	11%	75%	2032	A P	危機管理課 お客さまサービス課

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
66	2-3 2-4	市民の緊急物資備蓄の促進（食料）	7日分以上の食料を備蓄している市民の割合	市 市民	16%	75%	2032	A P	危機管理課
67	2-3 2-4	備蓄品の整備（飲料水）【維持】	発災1日後の避難者数に対して500mlのペットボトル飲料水1本(407,651本)の確保率 ※津波浸水エリア内は、プラス2本	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
68	2-3 2-4	備蓄品の整備（ミルク）【維持】	想定避難者数(乳児)の1日分の必要なミルク(1,052,820g)の確保率	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
69	2-3 2-4	備蓄品の整備（授乳カップ）	想定避難者数(乳児)の1日分の必要な授乳カップ(6,398個)の確保率	市	67%	100%	2032	A P	危機管理課
70	2-3 2-4 2-6	備蓄品の整備（飲料水）（孤立予想集落分）【維持】	孤立予想集落における発災1日後の避難者数に対して500mlのペットボトル飲料水7本(39,360本)の確保率	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
71	2-3 2-4 2-6	備蓄品の整備（食料）【維持】	発災1日後の避難者数に対して3食分(1日分)(861,741食)の確保率 ※孤立予想集落は、9食分(3日分)	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
72	2-3 2-4 2-6	備蓄品の整備（食料）（孤立予想集落分）【維持】	孤立予想集落における発災1日後の避難者数に対して21食分(7日分)(89,292食)の確保率	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
73	2-3 2-6	備蓄品の整備（携帯トイレ）（孤立予想集落分）【維持】	孤立予想集落分の6日分の必要な携帯トイレ(196,800枚)の確保率	市	100%	100%	2032	A P	危機管理課
74	2-4	備蓄品の整備（災害備蓄ガソリン）	避難所等への災害備蓄ガソリン(2,580ℓ)の整備率	市	95%	100%	2032	A P	危機管理課
75	2-4 5-1 (5-2)	停電対策予防伐採事業	予防伐採実施率(10箇所)	民間事業者 市は 応分の額 を負担	0%	100%	2029	A P	危機管理課
76	2-4 5-3	資機材の整備（組立式簡易水槽）	受水槽のない避難所（中央区内9箇所、計27個）への組立式簡易水槽の整備個数	市	0%	100%	2032	A P	お客さまサービス課
77	2-6 5-1	孤立地域対策の促進（情報伝達訓練）	孤立予想集落における無線機器、衛星電話等を用いた区・支所等との情報伝達訓練（年2回以上実施）の実施率	市 市民	0%	100%	2032	A P	危機管理課
78	2-6 5-1	衛星携帯電話の配備	衛星携帯電話の購入台数(90台)	市	0%	100%	2032	A P	危機管理課
79	5-1	浜松市防災学習センターを活用した市民等への情報発信【維持】	浜松市防災学習センターの利用者の年間目標（毎年12,000人）に対する達成率	市 民間事業者	100%	100%	2032	A P	危機管理課

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
80	5-1	「わたしの減災プロジェクト」の推進	自主防災隊に対する「わたしの減災プロジェクト」の実施率	市 市民	23%	100%	2032	A P	危機管理課
81	5-1	災害時における避難行動の理解の促進	自分の住んでいる地域の危険度を理解している人の率	市 市民	67%	85%	2032	A P	危機管理課
82	5-1	南海トラフ巨大地震における半割れを想定した訓練の実施	半割れを想定した訓練を実施する	市	—	100%	2028	強靱	危機管理課
83	5-1 (3-1)	災害対策本部事務局機能の強化（災害対応パソコンの追加導入）	災害対応パソコンの追加導入（20台）	市	—	100%	2026	強靱	危機管理課
84	5-1 (3-1)	災害対策本部における各区本部・地域本部機能の強化（オンラインミーティングボードの導入）	オンラインミーティングボードの導入（各区本部・地域本部へ導入）（7台）	市	—	100%	2027	強靱	危機管理課
85	5-1 (3-1)	総合防災情報システム（SOBO-WEB）と本市システムの連携	総合防災情報システム（SOBO-WEB）と本市の防災情報システムを連携する	市	—	100%	2028	強靱	危機管理課
86	5-3	上下水道一体による耐震化	避難所等の重要施設のうち、上下水道管路等（下水道事業計画区域外の水道管路含む）の耐震性確保済みの施設数（目標 99 施設）	市	16.2%	100%	2034	水道	上下水道 総務課
87	5-3	配水池(場)の耐震化	天竜区内旧簡易水道配水池(場)（13 池(場)）に対する耐震化率	市	38.5%	100%	2034	A P 水道	天竜上下 水道課
88	5-4	電線共同溝の整備の促進	市街地整備事業等区域内道路の電線共同溝整備延長（3.63km）に対する整備率	市 民間事業者	0%	100%	2032	A P	市街地 整備課
89	6-1 (6-4)	被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進	都市部官民基本調査実施区域の地籍調査進捗率（0.66 km ² ）	市	19%	70%	2035	A P	道路保全課

(4) 環境・くらし

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
90	1-3 6-1	防潮堤の愛護活動【維持】	防潮堤愛護活動・津波避難啓発活動功労団体（学校等）への表彰	市民 市は活動に尽力している市内の学校等を表彰する	100%	100%	2034	強靱	危機管理課
91	2-3 (6-2)	男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）	女性が役員として参画している自主防災組織の率	市 市民	13%	30%	2032	A P	危機管理課

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
92	2-3	男女共同参画の視点からの防災対策の推進 (防災講座の実施)	男女共同参画の視点からの防災講座のアンケート理解度 毎年度 90%以上 (講座平均)	市	91.3%	90%	2032	A P	UD・男女共同参画課

(5) 健康・福祉

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
93	1-1 1-3 1-4 1-5 2-3 2-4	社会福祉施設等の防災・減災対策の実施	介護施設等に対する災害対策に係る施設整備補助の実施数	国 市 民間事業者	—	100%	2026	高齢	高齢者福祉課 介護保険課
94	1-1 1-3 1-4 1-5 2-3 2-4	社会福祉施設等の防災・減災対策の実施	障害者支援施設等に対する災害対策に係る施設整備補助の実施数	国 市 民間事業者	—	100%	2038	強靱	障害保健福祉課
95	2-2	医療機関の安否確認システムへのアドレス登録	安否確認システムへのアドレス登録率	市 医療機関	79%	80%	2032	A P	健康医療課
96	2-2	救護所との通信訓練	救護所との通信訓練における回答率	市 医療機関	0%	80%	2032	A P	健康医療課
97	2-2	医療機関との通信訓練	医療機関との通信訓練における回答率	市 医療機関	86%	80%	2032	A P	健康医療課
98	2-2	医療救護訓練の実施【維持】	医療救護訓練を毎年実施する	市 医療機関	100%	100%	2034	強靱	健康医療課
99	2-3 5-1	災害時避難行動要支援者支援充実	個別避難計画の策定率	市 市民	81.4%	100%	2032	A P	危機管理課 福祉総務課 障害保健福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 子育て支援課 国際課 健康増進課 など関係課
100	2-3 5-1	要配慮者利用施設の避難訓練の実施	要配慮者利用施設の避難確保計画に基づく避難訓練の実施率	市 市民施設管理者	58%	90%	2032	A P	危機管理課

(6) 文化・スポーツ

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
101	1-1 (6-5)	市所有の主要文化財の耐震化、転倒・落下物対策	市所有の主要文化財の耐震化、転倒・落下物対策の進捗率	市	16%	88%	2030	強靱	文化財課

(7) 地方自治

No.	リスクシナリオ	施策名	目標指標	実施主体	2024年度実績	数値目標	達成目標年度	計画	所管課
102	1-1 2-3 (3-1)	市有公共建築物の天井脱落防止	特定天井の天井落下防止対策工事実施率	市	16.7%	100%	2032	A P	公共建築課
103	1-1 2-3 (3-1)	市有公共建築物の耐震化	市が所有する公共施設の耐震補強工事実施率	市	4.8%	100%	2032	A P	公共建築課
104	1-1 2-3 (3-1)	建築物保全事業（施設パトロールの実施）【維持】	公共建築物の施設パトロール実施率	市	100%	100%	2032	保全	公共建築課
105	1-1 2-3 (3-1)	建築物保全事業（施設点検報告書の提出）【維持】	公共建築物の施設点検報告書提出率	市	100%	100%	2032	保全	公共建築課
106	1-1 2-3 (3-1)	公共建築物長寿命化推進事業	小規模改修（外壁、屋根）事業の実施率	市	—	100%	2032	公共	公共建築課

第5章 計画の推進と見直し

1 計画の推進と進捗管理

本計画は、重点化施策を中心に進捗状況等を踏まえつつ、計画的に施策の推進を図るとともに、各部局間のもとより、国、県、関係団体、民間事業者、市民等と連携しながら、効果的な施策の実施に努めていく。

また、定期的に進捗管理や評価等を行い、必要に応じて取組手法や目標等の見直しを図る。

2 市の他計画等の見直し

本計画は、国土強靱化に係る市の他の計画等の指針となるべきものである。

本市における地域防災計画や国土利用計画等、国土強靱化に関する他の個別計画等を見直しする際には、本計画の内容を基本として必要に応じて修正等を行う。

3 計画の見直し

本計画は、市総合計画と整合をとるため、概ね10年ごとに計画内容の見直しを行う。

また、それ以前においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況を踏まえ、必要に応じて変更の検討を行う。

【別紙】 脆弱性評価結果

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

<被害想定等>【地震】(第4次地震被害想定：レベル2)

◆建物被害 全壊・焼失数：約134,600棟(うち地震動：約105,000棟)

◆人的被害 死者数：約23,180人(うち建物倒壊：約5,250人)

<現状(2024年度末現在)>

住宅・建築物の耐震化

住宅の耐震化率は93.9%、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率は96.8%、対策が必要な建築物への耐震化啓発のための戸別訪問等の実施率は77.27%と高い水準にある。

公共建築物の耐震化

本市の公立小中学校475棟は、文部科学省が定める基準以上の耐震性能を有している(2025年3月31日現在)。市有公共建築物(市営住宅等の住宅、上下水道関連施設及び倉庫・車庫等の居室用途のない建築物を除く)については、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震化率は99.7%に達している一方、静岡県 の判定基準に基づく耐震化率は79.7%となっている。

耐震性能ランクⅡ(地震に対し倒壊する危険性は低いが、かなりの被害を受けることも想定される施設)に分類される建築物は311棟(20.0%)存在しており、建物被害を減少させるため、より耐震性能が優れているランクⅠへの補強が望ましい状況にある。

市所有の消防施設耐震化されていない2施設のうち、1施設が耐震化を進めているところである。

公共建築物の保全対策

建物被害を防ぐため、適正な建物保全を目的とした建築物保全事業を実施している。また、公共建築物長寿命化推進事業により、計画的に外壁改修等の小規模改修工事を実施している。

家庭内対策

家庭内対策の1つである家具の固定に関して、家具類(家庭内の一部を含む)を固定している市民の割合は、63.5%となっている。

既存盛土の安全性確保

2024年度末までに市内の既存盛土の基礎調査を実施し、1,443箇所の既存盛土を確認した(大規模盛土造成地545箇所、その他盛土898箇所)。現地調査等により、盛土の安全性について経過観察が必要な既存盛土1,083箇所を特定している。

大規模盛土造成地545箇所については、地震時の安全性把握調査(ボーリング調査及び地盤安定計算)の優先度評価を実施し、調査優先度の高い20箇所を抽出している。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
住宅の耐震化率	93.9%	おおむね解消：2030
対策が必要な建築物への耐震化啓発のための戸別訪問等の実施率	77.27%	100%：2032
市有公共建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震化率	99.7%	-
市有公共建築物の静岡県の判定基準に基づく耐震化率	79.7%	-
市が所有する公共施設の耐震化(消防施設2棟)	50%	100%：2032
家具類(家庭内の一部を含む)を固定している市民の割合	63.5%	92%：2032
既存盛土の経過観察の実施率(1,083箇所)	0%	100%：2029

<評価>

住宅・建築物の耐震化

住宅及び要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率、対策が必要な建築物への耐震化啓発のための戸別訪問等の実施率は高い水準にあるが、建築物の倒壊による死傷者の発生を抑制するため、引き続き耐震化の促進が必要である。

公共建築物の耐震化

市内小中学校は基準以上の耐震性能を有しているが、2024年度策定の施設整備適正化方針に基づき、更なる耐震化（ランクⅡ⇒ランクⅠ）を進める。

公共建築物の保全対策

建築物保全事業の定期的な点検等による施設の適正な維持管理と計画的な市有公共建築物の改修による安全性の確保が必要である。

家庭内対策

家具類の固定等については、住宅の耐震化と比べて実施率が低い状況にあるため、出前講座等を通じて市民への周知を図り、これらの対策の促進に取り組む必要がある。

既存盛土の安全性確保

2024年度末に既存盛土基礎調査及び優先度評価が完了。2025年度より経過観察対象盛土（1,083箇所）の観察、2026年度より大規模盛土造成地（20箇所）の安全性把握調査を実施し、リスク把握と対策を進める必要がある。

<主な対応施策>

- ・住宅の耐震化の促進
- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進
- ・市有公共建築物の耐震化
- ・公共建築物長寿命化推進事業
- ・家庭内の地震対策の促進（家具の固定）
- ・盛土規制法基礎調査事業

1-2 地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

<被害想定等>【地震】(第4次地震被害想定：レベル2)

- ◆建物被害 全壊・焼失数：約134,600棟(うち火災：約18,100棟)
- ◆人的被害 死者数：約23,180人(うち火災：約2,840人)

<現状(2024年度末現在)>

消防水利の整備

本市の地震対策消防水利の充足率は87.0%となっている。未充足地域への整備を目的とした地震対策消防水利整備計画に基づく耐震性貯水槽及び防火井戸(80基)の整備率は91.2%に達している。

都市計画道路の整備

大規模火災時の延焼遮断帯となる都市計画道路について、居住誘導を図る市街地環状線の内側における整備済延長は83km(整備率66%)となっている。

火災予防対策

日常生活における火災予防に加え、地震発生後の火災予防についても市民への啓発を継続的に実施している。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
地震対策消防水利整備計画に基づく耐震性貯水槽及び防火井戸(80基)の整備率	91.2%	100%：2025
都市計画道路の整備済延長(市街地環状線内側：125km)	66%(83km)	69%(86km) ：2034
火災予防普及啓発への市民参加人数	達成(継続)	75,000人： 2025

<評価>

消防水利の整備

地震対策消防水利整備計画に基づく耐震性貯水槽及び防火井戸(80基)の整備は、目標数値に到達していないため、継続した整備が必要である。また、現行の整備計画が2025年度で終了することから、未充足地域に対する新たな整備計画を策定し、市内の地震対策消防水利の充足を図る必要がある。

都市計画道路の整備

大規模火災時に延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を継続して進める必要がある。

火災予防対策

日常生活時と地震発生後の火災予防思想普及啓発を継続して実施していく。広報活動や防火講習、訓練指導等を実施した市民の人数を数値目標として設定し、10年間で推計全人口に対する火災予防普及啓発を行うことを目標として進める必要がある。

<主な対応施策>

- ・地震対策消防水利整備事業
- ・都市計画道路の整備
- ・火災予防思想の普及啓発

1-3 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生

<被害想定等>【津波】(第4次地震被害想定：レベル2)

◆津波による人的被害 死者数：約16,610人

◆津波浸水面積 : 約41.9 km²

<現状(2024年度末現在)>

災害対応資機材の整備

地震、土砂災害、水害及び津波の発生時に対応する救命ボートなどの資機材の整備計画による整備率は90.9%となっている。

津波避難の対策

対象地区(83地区)の地区津波避難計画の作成率は、100%となっている。

津波対策施設の整備

本市沿岸域におけるレベル2津波の津波高を上回る防潮堤の整備率は100%である。また、馬込川河口部の水門の整備率(県事業)は71.4%となっている。

防潮堤愛護活動・津波避難啓発活動

防潮堤の維持管理や津波避難の啓発については、行政のみならず地域の団体の協力が重要である。2024年度は功労団体(学校等)4団体に対して表彰を行った。

強化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
地震、土砂災害、水害及び津波の発生時に対応する資機材の整備計画による整備率	90.9%	100%：2032
地区津波避難計画作成率(83地区)	達成(継続)	-
馬込川河口部の水門の整備率(県事業)	71.4%	100%：2027
防潮堤愛護活動・津波避難啓発活動功労団体(学校等)への表彰	達成(継続)	-

<評価>

災害対応資機材の整備

地震、土砂災害、水害及び津波の発生時において適切に対応できる体制を確保するため、これらの災害に対応した救命ボートなどの資機材を整備計画に基づき継続的に整備する必要がある。

津波避難の対策

地区津波避難計画は全対象地区(83地区)が作成済みであるため、今後は地域の実情や今後の想定の変更等に応じて更新を図っていく必要がある。

また、地区津波避難計画を活かし、自主防災隊を中心に地区における津波避難訓練を実施していく必要がある。

津波対策施設の整備

防潮堤については2020年度に完成したものの、馬込川河口部の水門は2027年度に整備完了予定であり、引き続き進捗を注視していく必要がある。

防潮堤愛護活動・津波避難啓発活動

防潮堤の愛護活動や津波避難の啓発は、継続して行うことでより多くの人に関心を持ち、津波避難に繋がることが期待できるため、功労団体(学校等)の表彰を継続する必要がある。

<主な対応施策>

- ・地震、津波、水害、土砂災害に対応した資機材の整備
- ・津波避難訓練の充実・強化（市民・自主防災隊）
- ・津波避難訓練の充実・強化（市民・自主防災隊）
- ・馬込川河口部の水門の整備（県事業）
- ・防潮堤の愛護活動

1-4 突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

<被害想定等>【風水害】

- ◆死傷者の発生
- ◆建物・住宅地、農地等への浸水
- ◆建物、農地、森林の荒廃
- ◆交通ネットワークの機能停止

<現状（2024年度末現在）>

河川整備

10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、法河川191.7kmのうち整備が必要な二級河川九領川、準用河川東芳川、準用河川五反田川（有隣川）の整備を進めており、整備延長6.1kmのうち2024年度末で3.0kmの整備が完了している（整備率49.9%）。

総合雨水対策

近年の大雨の激甚化や宅地化の進行に伴う浸水被害に対し、関連部局が連携し、流域全体で浸水対策を推進するため、重点対策エリア※とその対策方針をまとめた「浜松市総合雨水対策計画」を2020年2月（2024年3月改訂）に策定し、治水対策を実施している。140項目ある対策メニューのうち、2024年度末で100項目の対策に取り組んでいる。

また、国や県において、天竜川や馬込川等に対し、洪水による堤防の洗堀を防ぐための護岸整備や洪水を安全に流すための河道掘削工事を実施している。

※重点対策エリア：浸水被害の発生状況や資産・人口の集積状況等から重点的に対策を必要とする市内15エリア

災害対応資機材の整備

地震、土砂災害、水害及び津波の発生時に対応する救命ボートなどの資機材の整備計画による整備率は90.9%となっている。

森林整備

森林の有する多面的機能の維持・強化と林業・木材産業の振興を図る「浜松版グリーンレジリエンス」において推進している、FSC森林認証面積の取得率は、99.5%となっている。

漁港施設の整備

村櫛漁港における施設の改修率は84%となっている。

農業施設等の対策

ため池決壊による浸水被害の軽減などの対策を実施している。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川の整備率（延長）	49.9%	100%：2034
「浜松市総合雨水対策計画」の重点対策エリアにおける対策メニューの実施率	71.4%	100%：2033
地震、土砂災害、水害及び津波の発生時に対応する資機材の整備計画による整備率	90.9%	100%：2032
FSC森林認証面積（2024年度末49,859ha、2037年度末54,000ha）	99.5%	100%：2037
村櫛漁港施設の改修率	84%	100%：2028
防災重点農業用ため池の耐震・豪雨対策	40% (6/15箇所)	100%：2032

防災重点農業用ため池の遠隔監視	0% (0/9)	100% : 2026
排水機場の遠隔監視	63% (5/8 箇所)	100% : 2035

<評価>

河川整備

10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するために改修が必要な河川の整備は、2034年度の目標数値に届きそうな状況ではあるが、近年の頻発化及び甚大化する豪雨災害に対応するため、更なる整備促進を図る必要がある。

総合雨水対策

浜松市総合雨水対策計画は2024年3月に改訂され2024年度から対策を進めており、重点対策エリアごとの対策目標を達成できるよう引き続き関係機関と連携した治水対策を推進していく必要がある。

災害対応資機材の整備

地震、土砂災害、水害及び津波の発生時において適切に対応できる体制を確保するため、これらの災害に対応した救命ボートなどの資機材を整備計画に基づき継続的に整備する必要がある。

森林整備

FSC 森林認証面積の取得率は高く、この制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理は、森林の持つ多面的機能の維持・強化に繋がることから、引き続き「浜松版グリーンレジリエンス」を推進する必要がある。

漁港施設の整備

漁港が被災した場合、漁業者への影響が甚大であり、高波等による浸水は周辺住民への被害も大きいことから、村櫛漁港施設の改修を推進していく必要がある。

農業施設等の対策

ため池決壊による浸水被害の軽減のための遠隔監視カメラ等の設置による緊急時の避難体制の構築、排水機場の遠隔監視による操作人等の安全性確保や初動体制の強化が必要である。

<主な対応施策>

- ・河川、排水路、下水道の整備
- ・総合雨水対策の促進
- ・地震、津波、水害、土砂災害に対応した資機材の整備
- ・グリーンレジリエンスの推進
- ・村櫛漁港施設の改修
- ・防災重点農業用ため池の耐震・豪雨対策
- ・排水機場の遠隔監視

1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

<被害想定等> 【土砂災害】

- ◆死傷者の発生
- ◆建物の損壊、農地・森林の荒廃
- ◆市内の土砂災害警戒区域等（2025年3月現在）：土砂災害警戒区域指定数 3,019 箇所

<現状（2024年度末現在）>

災害対応資機材の整備

地震、土砂災害、水害及び津波の発生時に対応する救命ボートなどの資機材の整備計画による整備率は 90.9%となっている。

森林整備

森林の有する多面的機能の維持・強化と林業・木材産業の振興を図る「浜松版グリーンレジリエンス」において推進している、FSC 森林認証面積の取得率は、99.5%となっている。

道路斜面对策

緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間の道路斜面对策等について、要対策箇所 177 箇所のうち 59%で対策を実施済みである。

大規模斜面施設の修繕

大規模斜面施設（特定道路土工構造物）については、令和6年能登半島地震で被害が大きかった特定道路土工構造物（盛土のり面）を含め、健全性の低下が確認された 52 箇所の一部で修繕設計に着手しているが、修繕工事は未着手の状況である。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
地震、土砂災害、水害及び津波の発生時に対応する資機材の整備計画による整備率	90.9%	100%：2032
FSC 森林認証面積（2024 年度末 49,859ha、2037 年度末 54,000ha）	99.5%	100%：2037
緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間において、2021 年度までの道路防災点検の結果、要対策と判定された道路斜面对策等の道路斜面对策実施率（177 箇所）	59%	100%：2035
大規模斜面施設（特定道路土工構造物）のうち、2024 年度までの点検で、健全性の低下が確認された施設の修繕実施率（52 箇所）	0%	100%：2035

<評価>

災害対応資機材の整備

地震、土砂災害、水害及び津波の発生時において適切に対応できる体制を確保するため、これらの災害に対応した救命ボートなどの資機材を整備計画に基づき継続的に整備する必要がある。

森林整備

FSC 森林認証面積の取得率は高く、この制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理は、森林の持つ多面的機能の維持・強化に繋がることから、引き続き「浜松版グリーンレジリエンス」を推進する必要がある。

道路斜面对策

中山間地域の幹線道路を中心とした道路斜面对策を重点的に進めているが、約 4 割の箇所が未対策となっている。浜松市道路斜面对策計画に基づき、計画的な対策実施が必要である。

大規模斜面施設の修繕

浜松市特定道路土工構造物維持管理計画に基づき、健全性の低下が確認された施設の修繕を計画的に実施する必要がある。

<主な対応施策>

- ・地震、津波、水害、土砂災害に対応した資機材の整備
- ・グリーンレジリエンスの推進
- ・道路防災対策の実施
- ・大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、災害関連死を最大限防ぐ

2-1 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足																				
<p><被害想定等>【地震・津波】(第4次地震被害想定：レベル2)</p> <p>◆自力脱出困難者数(地震動)：約35,800人</p> <p>◆要救助者数(津波)：約5,040人</p>																				
<p><現状(2024年度末現在)></p> <p>防災人材の養成</p> <p>災害時には消防等による救助活動(公助)が不足することから、自分で自分の身を守る自助や、家族・地域住民などの助け合いによる共助が必要不可欠となっている。</p> <p>地域や職場の防災リーダーとなり得る人材を養成するふじのくに防災士に関する知事認証取得者数の率は134%となっており、目標を上回る実績を達成している。</p> <p>地域の防災活動を担う自主防災隊等が行う地域防災訓練の実施率は63%、その訓練に参加した中高生は47.5%であった。また、津波避難訓練の実施率は51%であった。</p> <p>地域の消火・救助活動などを担う消防団員の充足率は80%であった。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>強靱化に関する代表的な目標指標</th> <th>2024 進捗率</th> <th>数値目標：年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふじのくに防災士に関する知事認証取得者数</td> <td>達成(継続)</td> <td>100%：2022</td> </tr> <tr> <td>自主防災隊における地域防災訓練の実施率</td> <td>63%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>中・高校生の地域防災訓練への参加率</td> <td>47.5%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地区津波避難計画を策定した地区(83自治会)の自主防災隊(84隊)における津波避難訓練の実施率</td> <td>51%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>消防団員の充足率</td> <td>80%</td> <td>100%：2032</td> </tr> </tbody> </table>			強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度	ふじのくに防災士に関する知事認証取得者数	達成(継続)	100%：2022	自主防災隊における地域防災訓練の実施率	63%	-	中・高校生の地域防災訓練への参加率	47.5%	-	地区津波避難計画を策定した地区(83自治会)の自主防災隊(84隊)における津波避難訓練の実施率	51%	-	消防団員の充足率	80%	100%：2032
強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度																		
ふじのくに防災士に関する知事認証取得者数	達成(継続)	100%：2022																		
自主防災隊における地域防災訓練の実施率	63%	-																		
中・高校生の地域防災訓練への参加率	47.5%	-																		
地区津波避難計画を策定した地区(83自治会)の自主防災隊(84隊)における津波避難訓練の実施率	51%	-																		
消防団員の充足率	80%	100%：2032																		
<p><評価></p> <p>防災人材の養成</p> <p>ふじのくに防災士に関する知事認証取得者数は当初目標を達成している。しかし、制度の認知度が十分でないことから、自主防災隊等への継続的な制度周知が必要である。今後、新たな目標指標を設定し、地域や職場の防災リーダーとなり得る「ふじのくに防災士」の養成を推進していく必要がある。</p> <p>自主防災隊等が行う訓練については、市が訓練のやり方や訓練事例を展開するなど、実施率向上に向けた取り組みが必要である。</p> <p>発災時には常備消防のみでの対応は困難であることから、消防団員の更なる充足が必要である。</p>																				
<p><主な対応施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や職場の防災リーダーとなり得る「ふじのくに防災士」の養成 ・津波避難訓練の充実・強化(市民・自主防災隊) ・地域防災訓練の充実・強化(自主防災隊) ・地域の消防力の確保 ・地域防災訓練の充実・強化(中・高校生) 																				

2-2 医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

<被害想定等>【地震・津波】(第4次地震被害想定：レベル2)

- ◆電力の停電率(直後)：89% 復旧1週間程度
- ◆医療対応不足数：入院 約20,400人、外来 約21,400人
- ◆日常受療困難者数：入院 約4,500人、外来 約28,200人
- ◆救急搬送充足率：2%
- ◆沿岸部では、津波浸水により多くの区間で不通となる
- ◆道路災害により道路ネットワークが寸断される
- ◆大きな断層変位があった場合等は、東名・新東名高速道路、新幹線等の鉄道が不通となる

<現状(2024年度末現在)>

保健医療体制

災害時の保健医療関係の調整を担う保健医療調整本部の本部要員養成研修を2021年度から毎年実施しており、2025年度までに医療関係者を含む142人が受講している。また、総合防災訓練における保健医療調整本部の運営訓練、市内救護病院・医師会等と連携した病院前救護所訓練、災害時通信訓練を継続的に実施している。

建築物等の耐震化

緊急輸送道路等沿いの要安全確認計画記載建築物について耐震性不足解消率は36.1%となっている。耐震化を促進するため、道路に面するブロック塀についても個別訪問やチラシの配布等を実施している。

緊急輸送道路等の整備・道路ネットワークの強化

発災時に支援ルートとなる緊急輸送道路等の整備済延長は433km(95%)、市内外の拠点間を連絡する環状・放射道路等の整備済延長は403km(87%)となっている。

道路施設の耐震化・道路斜面对策状況

市管理橋梁のうち、緊急輸送道路上の橋梁及び災害対応拠点等までのラストワンマイルを含む対象橋梁(361橋)の耐震補強率は36.6%である。緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間における道路斜面の要対策箇所(177箇所)について、対策実施率は59%となっている。

大規模斜面施設の修繕

大規模斜面施設(特定道路土工構造物)については、令和6年能登半島地震で被害が大きかった特定道路土工構造物(盛土のり面)を含め、健全性の低下が確認された52箇所の一部で修繕設計に着手しているが、修繕工事は未着手の状況である。

道路施設の維持管理・整備

法定5施設において健全性の低下が確認された施設(273施設)の修繕実施率は64%、舗装修繕実施率は32%となっている。

無電柱化・道路啓開計画

緊急輸送道路である(主)浜松環状線、(主)天竜浜松線において無電柱化(電線共同溝整備：8.28km)の設計に着手しているが、整備工事は未着手である。道路啓開計画については、2025年度の国の中部ブロック版、2026年度の静岡県版策定を目指し、国・県と連携して取り組んでいる。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
本部要員の養成研修、本部運営訓練等の参加者数	78人	70人/年：2032
救護病院、医師会等と協力して実施する医療救護訓練の年間回数	1回	1回以上/年：2032

医療機関との通信訓練の回答率	86%	100% : 2032
対策が必要な建築物への耐震化啓発のための戸別訪問等の実施率（再掲）	77.27%	100% : 2032
安全上重要な避難路沿いの危険なブロック塀の耐震化のための助成件数：年間 100 件以上	23.7%	100% : 2032
緊急輸送道路等の整備済延長（対象延長 454km）	95% (433km)	98% (446km) : 2034
環状・放射道路等の整備済延長（対象延長 465km）	87%	91% : 2034
緊急輸送道路上の橋梁に加えて災害対応拠点等までのラストワンマイルを含んだ橋梁の耐震補強の実施率（361 橋）	37%	100% : 2031
緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間において、2021 年度までの道路防災点検の結果、要対策と判定された道路斜面等の道路防災対策実施率（177 箇所）（再掲）	59%	100% : 2035
大規模斜面施設（特定道路土工構造物）のうち、2024 年度までの点検で、健全性の低下が確認された施設の修繕実施率（52 箇所）（再掲）	0%	100% : 2035
市管理道路施設（法定 5 施設）のうち、2023 年度までの点検で、健全性の低下が確認された施設の修繕実施率（273 施設）	64%	100% : 2028
市管理道路のうち、重要度の高い道路である分類 B 及び C1・2 路線において、健全性が低下している舗装の修繕率（その他法定外施設） （分類 B 66km 分類 C 142km）	32%	100% : 2032
道路法改正に基づく道路啓開計画の策定	0%	100% : 2026
緊急輸送道路において事業中の無電柱化（電線共同溝整備）事業の完了延長の割合（8.28km）	0%	100% : 2035

<評価>

保健医療体制

災害時の保健医療調整本部の運営に係る人材育成は必要不可欠であり、今後も計画的に進める必要がある。2021 年 4 月の浜松市医療救護計画改訂により新たに医療救護施設に位置付けられた病院前救護所について、訓練を通じた課題整理が必要である。また、災害時における保健医療調整本部と医療機関の情報伝達・情報共有体制の強化に向け、継続的な通信訓練の実施が必要である。

建築物等の耐震化

緊急輸送道路等沿いの要安全確認計画記載建築物については 2023 年から事業を開始したことから、耐震性不足解消率は低い。ブロック塀の耐震化も含め防災意識の啓発や助成金制度の周知について取組強化が必要である。

緊急輸送道路等の整備・道路ネットワークの強化

緊急輸送道路等の整備を引き続き、計画的に進める必要がある。

広域物資拠点等を連絡する緊急輸送道路等の災害に強い道路ネットワーク機能の強化、災害時の高次医療施設への搬送や物資輸送等の支援活動に資する広域的な道路ネットワークの確保、市内外の拠点間を相互に補完し都市機能の維持に資する道路ネットワーク整備が必要である。

道路施設の耐震化・道路斜面对策

市管理橋梁（361 橋）の耐震補強については、耐震補強計画に基づき完了に向けて引き続き整備に取り組む必要がある。道路斜面对策については、2024 年度末時点で未対策箇所が約 4 割残っていることから、浜松市道路斜面对策計画に基づく計画的な実施が必要である。

大規模斜面施設の修繕

浜松市特定道路土工構造物維持管理計画に基づき、健全性の低下が確認された施設の修繕を計画的に実施する必要がある。

道路施設の維持管理・整備

道路施設全般については、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を実施する予防保全型維持管理へ本格転換し、道路施設の長寿命化、トータルコストの縮減および予算・事業の平準化を更に推進する必要がある。

無電柱化・道路啓開計画

浜松市無電柱化推進計画に基づき、緊急輸送道路の閉塞防止とライフラインの早期復旧に資する計画的な実施が必要である。道路啓開計画については、関係機関と連携し目標年度までの策定が必要である。

<主な対応施策>

- ・ 救護所との通信訓練
- ・ 医療機関との通信訓練
- ・ 市管理橋梁の耐震補強
- ・ 安全上重要な避難路沿いのブロック塀の耐震化の促進
- ・ 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進
- ・ 都市計画道路の整備
- ・ 緊急輸送道路等の整備
- ・ 高速道路 IC 等へのアクセス道路の整備
- ・ 環状道路・放射道路等の整備
- ・ 市管理橋梁の耐震補強
- ・ 道路防災対策の実施
- ・ 大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施
- ・ 道路施設（法定 5 施設）の老朽化対策
- ・ その他法定外施設の老朽化対策（舗装）
- ・ 電線共同溝の整備の促進（緊急輸送道路）

2-3 劣悪な避難生活環境、福祉サービスの不足、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化や、地震と風水害等の複合災害による災害関連死の発生

<被害想定等>【地震・風水害】(第4次地震被害想定：レベル2)

- ◆避難所避難者数：約17万8千人
- ◆避難所生活からくる疲労、睡眠不足、ストレス等による体力の低下、罹病、病状の悪化等が発生する
- ◆精神的ダメージによるPTSDの症状を訴える人が多く発生し、メンタルヘルスのニーズが増大する

<現状(2024年度末現在)>

被災者支援体制

平時からホームページ等を通じて被災者支援について周知し、市民への啓発を図るとともに、発災時に必要な支援の提供につなげることで災害関連死の減少を図っている。

被災後、早期の復旧・復興に向け早期にボランティアを受入れ、円滑に活動を行うため、ボランティアコーディネーターを確保するとともに、図上訓練を行っている。

避難所の設備整備

避難所となる公共建築物について、防災備蓄倉庫の整備等が十分ではない。また、避難者の利便性が高く、衛生面に配慮されたマンホールトイレの整備率は35%である。

避難所の環境整備

想定避難者数に応じた携帯トイレの備蓄を計画しているが、備蓄数が不足しているため、早急に備蓄数を増やす必要がある。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
活動可能なボランティアコーディネーターの確保(目標 年30人×10年)	100%	100%：2032
災害ボランティアコーディネーター養成講座において、図上訓練を実施する	100%	100%：2032
備蓄不足面積2,340㎡(倉庫不足面積4,680㎡)の解消	6%	100%：2032
避難所等へのマンホールトイレ(17箇所)の整備率	35%	100%：2032
想定避難者数の1日分の必要な携帯トイレ(1,388,255枚※孤立予想集落の追加分を除く)の確保率	33%	100%：2032

<評価>

被災者支援体制

被災者を支援するためには、ボランティアを受入れやそのコーディネートは重要であるため引き続き、活動可能なボランティアコーディネーターを確保するとともに、図上訓練を行う必要がある。

避難所の設備整備

避難所に指定されている施設整備については、防災機能の強化として防災備蓄倉庫やトイレの洋式化等、ユニバーサルデザインに配慮した計画とする必要がある。

避難所の環境整備

これまで備蓄していた携帯トイレに加え、移動式トイレやマンホールトイレなど、より衛生的なトイレの配備が必要である。

<主な対応施策>

- ・ボランティアコーディネーターの確保
- ・災害ボランティアによる図上訓練の実施
- ・静岡県第4次地震被害想定結果のレベル2の地震被害に対応する備蓄スペースの不足解消にかかる防災倉庫等（広域防災倉庫含む）備蓄面積の拡充
- ・避難所等の機能強化
- ・移動式トイレ（トイレカー等）の配備促進
- ・備蓄品の整備（携帯トイレ）

<関連交付金・補助金>

- ・浜松市地域介護・福祉空間等施設整備事業（補助金）
- ・老人福祉施設等整備費助成事業（補助金）
- ・介護サービス提供基盤整備費助成事業（補助金）
- ・障害者施設整備費助成事業（補助金）
- ・障害児施設整備費助成事業（補助金）

障害者施設整備費助成事業（補助金）及び障害児施設整備費助成事業（補助金）として、2026(令和8)年度以降実施予定となる事業

- 1 耐震化整備事業
 - ・84施設（障害者支援施設、共同生活援助、自立訓練（宿泊型）、障害児入所施設。以下「障害者支援施設等」という。）の耐震化整備事業（R8～R12）
- 2 ブロック塀等の改修整備事業
 - ・84施設（障害者支援施設等）のブロック塀等の改修整備事業（R8～R12）
- 3 水害対策強化整備事業
 - ・84施設（障害者支援施設等）の水害対策強化整備事業（R8～R12）
- 4 非常用自家発電設備整備事業
 - ・84施設（障害者支援施設等）の非常用自家発電設備整備事業（R8～R12）

2-4 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

<被害想定等> 【地震・津波】(第4次地震被害想定：レベル2)

◆物資の不足 1～3日目の計：給水 約1,700トン 食料 約262万食
4～7日目の計：給水 約47,600トン 食料 約387万食

◆沿岸部では、津波浸水により多くの区間で不通となる

◆道路災害により道路ネットワークが寸断される

◆大きな断層変位があった場合等は、東名・新東名高速道路、新幹線等の鉄道が不通となる

<現状(2024年度末現在)>

学校における災害対応体制

大規模地震や荒天時に下校困難となった児童生徒が安心して学校で待機できる環境を整備するため、学校用非常食(米粉クッキー)を2025年度から配備していくこととした。

道路ネットワークの整備

発災時に支援ルートとなる緊急輸送道路等の整備済延長は433km(95%)、市内外の拠点間を連絡する道路ネットワークである環状・放射道路等の整備済延長は403km(87%)となっている。

道路施設の耐震化・道路斜面对策

市管理橋梁のうち、緊急輸送道路上の橋梁及び災害対応拠点等までのラストワンマイルを含む対象橋梁(361橋)の耐震補強率は36.6%である。緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間における道路斜面の要対策箇所(177箇所)について、対策実施率は59%となっている。

大規模斜面施設の修繕

大規模斜面施設(特定道路土工構造物)については、令和6年能登半島地震で被害が大きかった特定道路土工構造物(盛土のり面)を含め、健全性の低下が確認された52箇所の一部で修繕設計に着手しているが、修繕工事は未着手の状況である。

道路施設の維持管理・整備

法定5施設において健全性の低下が確認された施設(273施設)の修繕実施率は64%、舗装修繕実施率は32%となっている。

無電柱化・道路啓開計画

緊急輸送道路である(主)浜松環状線、(主)天竜浜松線において無電柱化(電線共同溝整備：8.28km)の設計に着手しているが、整備工事は未着手である。道路啓開計画については、2025年度の国の中部ブロック版、2026年度の静岡県版策定を目指し、国・県と連携して取り組んでいる。

備蓄・物資確保状況

市の緊急物資については、飲料水(447,011本)及び食料(約951,033食)の目標数量を達成している。一方、家庭において7日以上飲料水及び食料を備蓄している市民の割合は15.5%、7日以上携帯トイレを備蓄している市民の割合は11.5%に留まっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
学校用非常食配備率	-	100%：2032
緊急輸送道路等の整備済延長(対象延長454km)	95%(433km)	98%(446km) ：2034
環状・放射道路等の整備済延長(対象延長465km)	87%	91%：2034
緊急輸送道路上の橋梁に加えて災害対応拠点等までのラストワンマイルを含んだ橋梁の耐震補強の実施率(361橋)	37%	100%：2031

緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間において、2021年度までの道路防災点検の結果、要対策と判定された道路斜面等の道路斜面对策実施率（177箇所）	59%	100%：2035
大規模斜面施設（特定道路土工構造物）のうち、2024年度までの点検で、健全性の低下が確認された施設の修繕実施率（52箇所）	0%	100%：2035
市管理道路施設（法定5施設）のうち、2023年度までの点検で、健全性の低下が確認された施設の修繕実施率（273施設）	64%	100%：2028
市管理道路のうち、重要度の高い道路である分類B及びC1・2路線において、健全性が低下している舗装の修繕率（その他法定外施設） （分類B 66km 分類C 142km）	32%	100%：2032
道路法改正に基づく道路啓開計画の策定	0%	100%：2026
緊急輸送道路において事業中の無電柱化（電線共同溝整備）事業の完了延長の割合（8.28km）	0%	100%：2035
緊急物資（飲料水）の備蓄量（447,011本）	達成（継続）	100%：2024
緊急物資（食料）の備蓄量（951,033食）	達成（継続）	100%：2024
7日以上飲料水・食料を備蓄している市民の割合	15.5%	75%：2032
7日以上携帯トイレを備蓄している市民の割合	11.5%	40%：2032

<評価>

学校における災害対応体制

学校用非常食の配備・管理を適切に行っていく必要がある。

道路ネットワークの整備

広域物資拠点等を連絡する緊急輸送道路等の災害に強い道路ネットワーク機能の強化が必要である。また、災害時の高次医療施設への搬送や物資輸送等の支援活動に資する広域的な道路ネットワークの確保、市内外の拠点間を相互に補完し、都市機能の維持に資する道路ネットワーク整備が必要である。

道路施設の耐震化・道路斜面对策

市管理橋梁（361橋）の耐震補強は、耐震補強計画に基づき事業が推進されており、完了に向けて引き続き整備に取り組む必要がある。道路斜面对策については、2024年度末時点で未対策箇所が約4割残っていることから、浜松市道路斜面对策計画に基づき、対策を計画的に実施していく必要がある。

大規模斜面施設の修繕

浜松市特定道路土工構造物維持管理計画に基づき、健全性の低下が確認された施設の修繕を計画的に実施する必要がある。

道路施設の維持管理・整備

道路施設全般については、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を実施する予防保全型維持管理へ本格転換し、道路施設の長寿命化、トータルコストの縮減および予算・事業の平準化を更に推進する必要がある。

無電柱化・道路啓開計画

浜松市無電柱化推進計画に基づき、大規模災害時において緊急輸送道路の閉塞を防ぐとともにライフラインの早期復旧にも資する無電柱化を計画的に実施していく必要がある。道路啓開計画については、関係機関と連携し、目標年度までに策定する必要がある。

備蓄・物資確保対策

市の緊急物資において、飲料水、食料ともに目標数は確保されているが、指定避難所に分散備蓄しきれていないため、保管場所の確保を進める必要がある。家庭において7日以上の食料や携帯トイレの備蓄をしている市民の割合が低いと、日常生活で準備できる備蓄方法等を様々な機会を捉えて周知し、促進を図る必要がある。

<主な対応施策>

- ・ 学校用非常食の配備
- ・ 緊急輸送道路等の整備
- ・ 高速道路 IC 等へのアクセス道路の整備
- ・ 都市計画道路の整備
- ・ 環状道路・放射道路等の整備
- ・ 市管理橋梁の耐震補強の実施
- ・ 大規模斜面施設（特定道路土工構造物）修繕の実施
- ・ 道路施設（法定 5 施設）の老朽化対策
- ・ その他法定外施設の老朽化対策（舗装）
- ・ 電線共同溝の整備の促進（緊急輸送道路）
- ・ 静岡県第 4 次地震被害想定結果のレベル 2 の地震被害に対応する備蓄スペースの不足解消にかかる防災倉庫等（広域防災倉庫含む）備蓄面積の拡充
- ・ 市民の緊急物資備蓄の促進（水）
- ・ 市民の緊急物資備蓄の促進（食料）

2-5 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱

<被害想定等> 【地震】(第4次地震被害想定：レベル2)

◆帰宅困難者数(観光・出張客)：約2万人

<現状(2024年度末現在)>

事業所における備蓄状況

飲料水・食料を備蓄している事業所の割合は、88.5%となっている。

避難場所の確保

協定により、主に市中心部の鉄道利用者等で、帰宅困難者となった者に対する避難場所を確保している。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
飲料水・食料を備蓄している事業所の割合	88.5%	-

<評価>

事業所における備蓄

大規模自然災害発生時、交通機関や観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者や従業員等を留めておくことが必要であり、備蓄品が重要となる。

事業所の備蓄率は年々上昇しており、引き続き注視していく必要がある。

避難場所の確保

協定の相手方の連絡先等を定期的に確認し、協定が実効性のあるものとなるように努める必要がある。

<主な対応施策>

- ・事業所の物資備蓄促進の啓発
- ・協定の相手方の連絡先等の定期的な確認

2-6 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<被害想定等>【地震・土砂災害】(第4次地震被害想定：レベル2)

◆孤立予想集落数：54集落

<現状(2024年度末現在)>

通信手段の確保

孤立予想集落との通信を確保するため衛星携帯電話(55台)を配備しており、配備率は、目標を達成している。

訓練の実施

年1回、毎年12月の地域防災訓練の際に、孤立予想集落における無線機器、衛星電話等を用いた区・支所等との情報伝達訓練を実施している。

孤立予想集落の備蓄品の整備

災害時に孤立が予想される集落については、水、食料、携帯トイレの備蓄量を増やし、配備している。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
孤立予想集落への衛星携帯電話の配備率	達成(継続)	100%：2024
孤立予想集落における無線機器、衛星電話等を用いた区・支所等との情報伝達訓練の実施率(年2回以上実施した集落数)	0%	100%：2032
孤立予想集落における発災1日後の避難者数に対して500mlのペットボトル飲料水7本(39,360本)の確保率【維持】	100%	100%：2032
孤立予想集落における発災1日後の避難者数に対して21食分(7日分)(89,292食)の確保率【維持】	100%	100%：2032
孤立予想集落分の6日分の必要な携帯トイレ(196,800枚)の確保率【維持】	100%	100%：2032

<評価>

通信手段の確保

孤立予想集落への通信手段として衛星携帯電話を配備済である。今後は機器の更新や必要に応じた配置数の見直しを行い、適正な維持管理を行う必要がある。

訓練の実施

情報伝達訓練を年2回以上実施することを目標としているが、年1回しか実施できていないため、孤立予想集落に対し年2回の訓練実施を呼びかける必要がある。

孤立予想集落の備蓄品の整備

備蓄品については目標数を確保しているため、今後はこれらの備蓄品を適切に維持管理していく必要がある。

<主な対応施策>

- ・衛星携帯電話の配備
- ・孤立地域対策の促進(情報伝達訓練)
- ・備蓄品の整備(飲料水)(孤立予想集落分)【維持】
- ・備蓄品の整備(食料)(孤立予想集落分)【維持】
- ・備蓄品の整備(携帯トイレ)(孤立予想集落分)【維持】

2-7 大規模な自然災害と感染症との同時発生

<被害想定等>【地震・津波・風水害】

◆インフルエンザの集団感染、ノロウイルス等の感染性胃腸炎のまん延、食中毒等の発生可能性がある

<現状（2024年度末現在）>

携帯トイレの備蓄

本市では、「スフィア・プロジェクト人道憲章と人道対応に関する最低基準」において示されているトイレ数の基準（発災初期には50人に1基、避難生活が長期化する場合は20人に1基）について、既設トイレにおいて携帯トイレ（便袋）を使用することで対応する方針としている。現状の備蓄数は524,800枚となっており、目標数に対する達成率は33.1%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
想定避難者数の1日分の必要な携帯トイレ（1,388,255枚※孤立予想集落の追加分を除く）の確保率	33%	100%：2028

<評価>

携帯トイレの備蓄

避難所における衛生環境の向上を図るとともに、トイレを我慢することによる健康被害を防止するため、携帯トイレ（便袋）の備蓄を推進する必要がある。

<主な対応施策>

- ・備蓄品の整備（携帯トイレ）

3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の低下

<被害想定等>【地震・津波】

- ◆庁舎等災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性がある
- ◆幹部職員が死傷し指揮機能が失われる可能性がある
- ◆市職員の死傷により人員確保ができない可能性がある

<現状（2024年度末現在）>

建築物の耐震

市有公共建築物（市営住宅等の住宅、上下水道関連施設及び倉庫・車庫等の居室用途のない建築物を除く）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震化率は99.7%、静岡県 の判定基準に基づく耐震化率は79.7%となっている。このうち、ランクⅡ（地震に対し倒壊する危険性は低いがかんりの被害を受けることも想定される施設）は20.0%（311施設）となっている。

施設の維持管理

2017年4月時点で大規模空間に吊り天井を有する施設（特定天井を有する施設）は31施設であったが、計画的に対策工事を進め、2024年度末時点で20施設が対策済みとなっている。なお、学校の特定天井の天井落下対策については2017年度までに対策を完了している。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
市有公共建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく耐震化率	99.7%	-
市有公共建築物の静岡県の判定基準に基づく耐震化率	79.7%	-
特定天井の天井落下防止対策工事実施率	16.7%	100%：2032

<評価>

耐震化の推進

建築物の倒壊による死傷者の発生を抑制するため、引き続き耐震化の促進が必要である。市有公共建築物についても、更なる耐震化（ランクⅡ⇒ランクⅠ）を着実に進める必要がある。

施設の維持管理

耐震化が図られた市有公共建築物については、適正な維持管理により適正な状態を維持管理していく必要がある。

また、災害拠点施設については、建物本体の耐震性確保に加え、付随する建築設備についても災害時の施設運営に支障をきたすことがないよう、適正な維持管理を図る必要がある。

<主な対応施策>

- ・公共建築物長寿命化推進事業
- ・公共建築物耐震化推進事業
- ・市有公共建築物の天井脱落防止

4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞

<被害想定等>【地震・津波】

◆従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約 6.8 兆円）

<現状（2024 年度末現在）>

中小企業等の事業継続

中小企業等の事業継続計画（BCP）の策定に伴うセミナー参加率は、32.8%となっている。

また、県内中小企業等の BCP 策定率は、52.6%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
中小企業等の事業継続計画（BCP）の策定に伴うセミナー参加率	32.8%	50%：2027
（参考：県）県内中小企業等の BCP 策定率	52.6%	-

<評価>

中小企業等の事業継続

中小企業等の事業継続計画（BCP）の策定に伴うセミナー参加率は、目標の半分程度であることから、静岡県 BCP モデルプランの周知等、県や商工会議所、商工会と連携し BCP 策定の促進を図る必要がある。

その他、中小企業等の施設の耐震化、必要な物資の備蓄、燃料・電力の確保等、中小企業等の自主的な防災対策を促進する必要がある。

<主な対応施策>

- ・中小企業等の事業継続の推進

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の拡散・流出

<被害想定等> 【地震・津波】

- ◆地震、津波等により高圧ガス施設等が被災し、火災や有害物質の流出が発生する
- ◆有害物質等の流出に至らなかった場合であっても、風評被害による経済的影響を受けることが考えられる

<現状（2024年度末現在）>

高圧ガス施設の保安対策

高圧ガス保安法に基づき、許可施設である第一種製造者（75施設）は、事業所の保安維持や地震防災に関する必要事項を定めた危害予防規程の作成・届出が義務付けられている。この規程は、人的被害及び物的損傷の防止、並びに地震被害の軽減を図り、公共の安全を確保することを目的としており、現在の届出率は97%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
危害予防規程の作成及び届出	97%	100%：2025

<評価>

高圧ガス施設の保安対策

新規の製造者に加え、既存の製造者からも定期的に変更届出がなされており、事業所側の保安意識は高く、適切な対策が継続的に実施されていると評価される。

一方、届出義務のない高圧ガス施設については実態把握が困難な状況にあるため、立入検査等の機会を活用した指導の強化が必要である。

<主な対応施策>

- ・危害予防規程（高圧ガス保安法第26条）

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への影響

<被害想定等>【地震・津波】

◆流通関連施設の被災、ライフライン機能支障及び交通機能支障に伴う流通機能低下により、食料等の購入が困難となる

<現状（2024年度末現在）>

中央卸売市場の防災対策

災害時における地域住民への生鮮食料品の安定供給を図るため、全国中央卸売市場協会災害時相互応援協定を締結している。

被災時には会員他市場に応援を要請し、必要な生鮮食料品の提供や搬送、資機材や物資のあっせん等の応急措置を受ける体制が整えられている。

会員市場間では定期的に意見交換や情報共有を実施している。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
市場間の受援体制の構築	達成(継続)	100%：2024

<評価>

中央卸売市場の防災対策

全国中央卸売市場協会災害時相互応援協定により、災害時の生鮮食料品供給体制が確保されている。

今後も継続して、会員市場間での定期的な意見交換や情報共有を行い、更なる連携を図っていく必要がある。

<主な対応施策>

- ・全国中央卸売市場災害時相互応援協定
- ・全国中央卸売市場関東支部災害時相互応援協定

4-4 異常濁水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への影響

<被害想定等>【地震・風水害】

◆地震その他の災害や気候変動により大規模な濁水となり、工業、農業、水道用水の供給不足が生じる。

<現状（2024年度末現在）>

中山間地域における対応

中山間地域では、大雨による原水濁度の上昇や濁水による水源の流量減少により、断水や応急給水の実施を余儀なくされている。2020年度から2023年度までの4年間で12件の事案が発生している。

農業用水施設の耐震化推進

浜松市内の農業用水の根幹となる国営事業の推進をしている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
水道原水の濁水・濁水に起因した断水や応急給水が発生した件数	2件	0件：毎年度
国営2期事業の推進	33.3% (1/3施設)	100%(3/3施設) : 2034

<評価>

中山間地域における対応

中山間地域では、原水の濁水・濁水に起因した断水や応急給水が2020年度から2023年度の4年間で12件発生している。このため、整備が必要な中山間地域の水道施設（14施設）における機能強化や配水管の水融通等の対策を推進する必要がある。

農業用水施設の耐震化推進

浜松市内の農業用水の根幹となる国営3用水事業の推進により、管路等の農業用水施設の耐震化が進められ、農業用水路の安定的供給が可能となる。

<主な対応施策>

- ・半田深井戸1号井と導水管の整備
- ・佐久間町浦川浄水場施設改良工事
- ・国営三方原用水2期事業の推進による農業用水の安定供給と防災・減災対策事業
- ・国営天竜川下流用水2期事業の推進による農業用水の安定供給と防災・減災対策事業
- ・国営浜名湖北部用水2期事業の推進による農業用水の安定供給と防災・減災対策事業

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下

<被害想定等>【地震・風水害】

- ◆死傷者の発生
- ◆建物、農地、森林の荒廃

<現状（2024年度末現在）>

森林整備

森林の有する多面的機能の維持・強化と林業・木材産業の振興を図る「浜松版グリーンレジリエンス」において推進している、FSC 森林認証面積の取得率は、99.5%となっている。

農地の多面的機能の維持・発揮

多面的機能支払交付金事業の面積カバー率が向上している。

田んぼの雨水貯留機能による浸水被害リスクの低減

田んぼの雨水貯留機能の強化を図っている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
FSC 森林認証面積（2024 年度末 49,859ha、2037 年度末 54,000ha）	99.5%	100%：2037
田んぼダム取組面積	7/35ha	35ha：2026
多面的機能支払交付金事業の面積カバー率	32.8%	57.8%：2034

<評価>

森林整備

FSC 森林認証面積の取得率は高く、この制度に基づく持続可能かつ適切な森林管理は、森林の持つ多面的機能の維持・強化に繋がることから、引き続き「浜松版グリーンレジリエンス」を推進する必要がある。

農地の多面的機能の維持・発揮

多面的機能支払交付金事業の面積カバー率の向上により、農地の持つ多面的機能の維持・発揮が期待できる。

田んぼの雨水貯留機能による浸水被害リスクの低減

田んぼの雨水貯留機能の強化を図ることで、周辺の農地・集落や下流域の浸水被害リスクの低減が図られ、流域治水の取組として効果を発揮する。

<主な対応施策>

- ・グリーンレジリエンスの推進
- ・多面的機能支払交付金事業の面積の拡大
- ・田んぼダム取組面積の拡大

4-6 広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生に伴う市民生活への影響

<被害想定等>【津波・風水害】(第4次地震被害想定：レベル2)

◆津波浸水面積：約 41.9 km²

◆液状化面積：可能性大:約 63.7 km²、可能性中:約 50.5 km²、可能性小:約 17.3 km²

<現状(2024年度末現在)>

河川整備

10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、法河川191.7kmのうち整備が必要な二級河川九領川、準用河川東芳川、準用河川五反田川(有隣川)の整備を進めている。整備延長6.1kmのうち、2024年度末時点で3.0kmの整備が完了しており、整備率は49.9%となっている。

津波対策施設の整備

本市沿岸域におけるレベル2津波の津波高を上回る防潮堤の整備率は100%である。また、馬込川河口部の水門の整備率(県事業)は71.4%となっている。

雨水対策の促進

総合雨水対策計画に記載の対策メニューのうち、取り組んでいる対策の割合は71.4%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するため、改修が必要な河川の整備率(延長)	49.9%	100%：2034
馬込川河口部の水門の整備率(県事業)	71.4%	100%：2027
総合雨水対策計画の対策メニュー140項目のうち取り組んでいる対策の割合	71.4%	100%：2033

<評価>

河川整備

10年に1回程度降る雨に対する安全性を確保するために改修が必要な河川の整備は、2034年度の目標数値に届く見込みである。しかし、近年の豪雨災害の頻発化及び甚大化に対応するため、更なる整備促進を図る必要がある。

津波対策施設の整備

防潮堤については2020年度に完成したものの、馬込川河口部の水門は2027年度に整備完了予定であり、引き続き進捗を注視していく必要がある。

雨水対策の促進

総合雨水対策計画に記載の対策メニューのうち、取り組んでいないメニューについては、計画的に取り組むを進める必要がある。

<主な対応施策>

- ・河川整備の促進
- ・馬込川河口部の水門整備
- ・津波到達までに閉鎖可能な市管理の津波対策施設の整備
- ・総合雨水対策の促進

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1 通信インフラの障害等により、テレビ・ラジオ・インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができないことや、災害に対する意識の低さ等により避難行動や救助・支援が遅れる事態

<被害想定等> 【地震・津波・風水害・土砂災害】(第4次地震被害想定：レベル2)

- ◆津波による人的被害 死者数(早期避難率高+呼びかけ)：約9,700人
- ◆津波による人的被害 死者数(早期避難率低)：約16,610人
- ◆電力の停電率(直後)：89%、(1週間後)：12%
- ◆テレビ、電話、パソコン等の破損、建物被害、停電等により情報機器が使用できない事態が発生する

<現状(2024年度末現在)>

防災教育・啓発の推進

浜松市防災学習センターを活用した市民等への情報発信として、年間目標である12,000人の市民に利用されている。

自主防災隊に対する「わたしの減災プロジェクト」の実施率は23%と低値であるが、地域ごとに計画的に進めているところである。

災害時避難行動要支援者への支援体制

災害時避難行動要支援者(同意者)名簿を自治会に配付し、個別避難計画の作成を依頼している。同意者のうち、個別避難計画を作成済みの割合は81.4%となっている。

学校における防災対策

市立小中学校において防災教育の充実を図るため、防災教育ポータルサイトを構築し、これを活用した防災教育を行っている。

情報伝達体制の整備

市立小中学校等の連絡アプリを導入し、登録率は99.5%となっている。

停電対策

停電対策のため、2025年度から事業者と協力して樹木の予防伐採を行うこととした。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
浜松市防災学習センターの利用者の年間目標(毎年12,000人)に対する達成率	100%	100%：2032
自主防災隊に対する「わたしの減災プロジェクト」の実施率	23%	100%：2032
災害時避難行動要支援者の名簿配付同意者数のうち、個別避難計画を作成済みの割合	81.4%	100%：2024
市立小中学校における防災教育ポータルサイトを活用した避難訓練の実施率 対象 小学校96校 中学校48校	-	100%：2032
防災リーダー養成率 対象 小学校96校 中学校48校 幼稚園56園	達成(継続)	100%：2032
小中学校等連絡アプリの登録率	99.5%	100%：2032

<評価>

防災教育・啓発の推進

常時に防災についての学ぶことできる浜松市防災学習センターは、多くの市民に利用していただく必要がある。

自主防災隊に対する「わたしの減災プロジェクト」は、引き続き計画的に進め、自主防災隊員から地域の方へ展開していく必要がある。

災害時避難行動要支援者への支援体制

引き続き、個別避難計画作成率を高めるための自治会への働きかけを進める必要がある。併せて、個別避難計画の実行性を高めるため福祉専門職と連携して個別避難計画の内容を充実させるとともに、要支援者自身の防災意識の向上を図る必要がある。

学校における防災対策

2024年度に構築した防災教育ポータルサイトについては、2025年度から運用を開始した。今後同サイトを活用した避難訓練の実施を呼び掛けていく。

情報伝達体制の整備

小中学校等連絡アプリについては、2021年度から本格運用を開始し、運用開始から4年が経過して学校から保護者へ、教育委員会から学校・保護者への緊急時の連絡体制が確立された。

<主な対応施策>

- ・浜松市防災学習センターを活用した市民等への情報発信
- ・「わたしの減災プロジェクト」の推進
- ・災害時避難行動要支援者支援充実
- ・学校における防災対策の推進
- ・情報伝達体制の整備

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

<被害想定等>【地震・津波】（第4次地震被害想定：レベル2）

- ◆従業員の被災、企業設備の被害、ライフラインの停止や道路等の交通網の寸断、サプライチェーンの断絶等により生産力が低下する（静岡県の間接的経済被害は約6.8兆円）
- ◆電力の停電率（直後）：89% 復旧1週間程度
- ◆都市ガス供給停止率（直後）：100% 復旧4～6週間程度
- ◆LPガス機能支障率（直後）：72%

<現状（2024年度末現在）>

中央卸売市場再整備事業

中央卸売市場は、生鮮食料品等の安定供給のための重要施設であるが、非常用発電装置の供給範囲が限られており、電力回線の冗長化ができていないなど、災害発生時の業務継続の観点から不十分である。また、太陽光発電設備を設置しているものの、設置から15年が経過しておりPCS等の老朽化が進んでいる。

自家消費型再生可能エネルギーの導入

市民、事業者向けの太陽光発電設備・蓄電池などの導入支援を実施する中で、オンサイトでの自家消費型の発電・蓄電設備の導入も進めている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
中央卸売市場再整備における停電に強い電力設備の更新と再生可能エネルギー等の導入	0%	100%：2033

<評価>

中央卸売市場再整備事業

中央卸売市場再整備事業では、災害発生時においても生鮮食料品等の安定供給を維持することが求められるため、非常用発電設備については供給範囲の取捨選択を行った上で優先度の高い負荷へ72時間程度の電力供給ができるよう計画するとともに、電力回線については主回線が停電しても予備回線から受電できるよう冗長化を検討する。また、再生可能エネルギーの導入の観点から太陽光発電設備の導入を検討する必要がある。

自家消費型再生可能エネルギーの導入

市民、事業者ともに、オンサイトでの自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池などの導入を進める必要がある。

<主な対応施策>

- ・中央卸売市場再整備基本計画
- ・太陽光発電設備・蓄電池などの導入支援

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

<被害想定等>【地震・津波】

◆上下水道施設が甚大な被害を受ける可能性がある。

<現状（2024年度末現在）>

上水道施設の耐震化

上水道基幹管路耐震適合率は59.1%、浄水施設の耐震化率は27.6%、配水池の耐震化率は85.7%となっている。

下水道施設の耐震化

重要施設に係る下水道管路の耐震化率は75.6%、重要施設に係る下水処理場等の耐震化率は68.6%となっている。

上下水道一体による耐震化

2025年1月に策定した「浜松市上下水道耐震化計画」（2025～2029年度）において対策が必要とされた避難所等の重要施設（99施設）のうち、上下水道管路等（下水道事業計画区域外の水道管路を含む）の耐震性能確保済みの施設数は16施設となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
上水道基幹管路耐震適合率	59.1%	62.4%：2034
浄水施設の耐震化率	27.6%	78.3%：2034
配水池の耐震化率	85.7%	99.1%：2034
重要施設に係る下水道管路の耐震化率	75.6%	83.1%：2034
重要施設に係る下水処理場等の耐震化率	68.6%	76.5%：2034
避難所等の重要施設（99施設）のうち、上下水道管路等（下水道事業計画区域外の水道管路を含む）の耐震性能確保済みの施設数	16施設	99施設：2034

<評価>

上水道施設の耐震化

基幹管路の耐震適合率や配水池の耐震化率は、静岡県や全国の平均値より高い水準にあるが、災害時の安定した給水確保のため、今後も継続して耐震化を進める必要がある。一方、浄水施設の耐震化率は、静岡県や全国の平均値よりも低い状況にあるため、未耐震の施設について計画的に耐震化を実施する必要がある。

下水道施設の耐震化

下水処理場の耐震化率は全国の平均値より高い水準にあるが、災害時における下水道機能の継続確保のため、浄化センターとポンプ場について、運転を継続するために施設の運転制御器が集約されている管理棟、最低限の処理機能（揚水、沈殿、消毒）、その他の機能（水処理、汚泥処理）の順に計画的な耐震化を進める必要がある。

上下水道一体による耐震化

「浜松市上下水道耐震化計画」に基づき、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、避難所等の重要施設（99施設）に接続する上下水道管路等について、今後概ね10年間での耐震化完了を目指し、計画的に取り組みを進める必要がある。

<主な対応施策>

- ・上下水道一体による耐震化
- ・配水池(場)の耐震化

5-4 緊急輸送路等の幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響や救急・救命活動、支援活動への支障が生じる事態

<被害想定等>【地震・津波】(第4次地震被害想定：レベル2)

- ◆高速道路の通行可能：緊急通行車両は3日～1か月、一般車両は1か月以上
- ◆新幹線の運転開始：1週間～1か月
- ◆大きな断層変位があった場合等は、東名・新東名高速道路、新幹線等の鉄道が不通となる
- ◆沿岸部では、津波浸水により多くの区間で不通となる
- ◆道路災害により道路ネットワークが寸断される
- ◆人材の需要に供給が追いつかず、復旧、復興に遅れが生じることが考えられる

<現状(2024年度末現在)>

建築物の耐震化

緊急輸送道路等沿いの要安全確認計画記載建築物について耐震性不足解消率は36.1%となっている。耐震化を促進するため、道路に面するブロック塀についても個別訪問やチラシの配布等を実施している。

道路ネットワークの整備

本市では、発災時に支援ルートとなる緊急輸送道路等の整備を進めており、整備済延長は433km(95%)となっている。また、市内外の拠点間を連絡する道路ネットワークである環状・放射道路等の整備済延長は403km(87%)となっている。

道路施設の耐震化・道路斜面对策

市管理橋梁のうち、平成8年道路橋示方書より前に架橋したもので、緊急輸送道路上の橋梁に加えて災害対応拠点等までのラストワンマイルを含んだ橋梁(361橋)について耐震補強を実施しており、耐震補強率は36.6%となっている。

緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間における道路斜面を対象とした道路防災点検を実施し、要対策箇所(177箇所)について計画的な対策を進めており、対策実施率は59%となっている。

大規模斜面施設の修繕

大規模斜面施設(特定道路土工構造物)については、令和6年能登半島地震で被害が大きかった特定道路土工構造物(盛土のり面)を含め、健全性の低下が確認された52箇所の一部で修繕設計に着手しているが、修繕工事は未着手の状況である。

無電柱化

本市の無電柱化は1986年度から着手し、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が施行された1995年以降は、主に電線共同溝方式により整備を進めている。道路事業、土地区画整理事業や市街地再開発事業において、事業と合わせた無電柱化を推進している。

大規模災害時に救急救命・支援物資運搬の要となる緊急輸送道路のうち、(主)浜松環状線・(主)天竜浜松線において無電柱化(電線共同溝整備：8.28km)の設計に着手しているが、整備工事は未着手の状況である。

道路施設の老朽化対策

急速に進展する道路施設の老朽化に対し、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づく法定5施設において、各個別施設計画に基づく点検・修繕を計画的に実施している。2023年度までの点検で健全性が低下している施設(273施設)の修繕実施率は64%、その他法定外施設として舗装修繕実施率は32%となっている。

道路啓開計画

道路法改正に伴い策定が法定化された道路啓開計画について、2025年度に国の中部ブロック版、2026年度に静岡県版の策定を目指し、国や静岡県と連携して取り組んでいる。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
対策が必要な建築物への耐震化啓発のための戸別訪問等の実施率	77.27%	100%：2032
安全上重要な避難路沿いの危険なブロック塀の耐震化のための助成件数：年間 100 件以上	23.7%	100%：2032
緊急輸送道路等の整備済延長（対象延長 454km）	95% (433km)	98% (446km) ：2034
環状・放射道路等の整備済延長（対象延長 465km）	87%	91%：2034
緊急輸送道路上の橋梁に加えて災害対応拠点等までのラストワンマイルを含んだ橋梁の耐震補強の実施率（361 橋）	37%	100%：2031
緊急輸送道路及び異常気象時通行規制区間において、2021 年度までの道路防災点検の結果、要対策と判定された道路斜面等の道路斜面对策実施率（177 箇所）	59%	100%：2035
大規模斜面施設（特定道路土工構造物）のうち、2024 年度までの点検で、健全性の低下が確認された施設の修繕実施率（52 箇所）	0%	100%：2035
市街地開発事業等区域内道路の電線共同溝整備延長（3.63km）に対する整備率	7.1%	100%：2031
緊急輸送道路において事業中の無電柱化（電線共同溝整備事業）の完了延長の割合（8.28km）	0%	100%：2035
市管理道路施設（法定 5 施設）のうち、2023 年度までの点検で、健全性が低下している施設の修繕実施率（273 施設）	64%	100%：2028
市管理道路のうち、重要度の高い道路である分類 B 及び C1・2 路線において、健全性が低下している舗装の修繕率（その他法定外施設） （分類 B 66km 分類 C 142km）	32%	100%：2032
道路法改正に基づく道路啓開計画の策定	0%	100%：2026

<評価>

建築物の耐震化

緊急輸送道路等沿いの要安全確認計画記載建築物については 2023 年から事業を開始したことから、耐震性不足解消率は低い。ブロック塀の耐震化も含め防災意識の啓発や助成金制度の周知について取組強化が必要である。

緊急輸送道路・避難路沿い建築物等の落下物対策については耐震診断義務付け対象建築物の耐震化を促進する中で整理していく。

道路ネットワークの整備

広域物資拠点等を連絡する緊急輸送道路等の災害に強い道路ネットワーク機能の強化が必要である。また、災害時の高次医療施設への搬送や物資輸送等の支援活動に資する広域的な道路ネットワークの確保が必要である。

市内外の拠点間を相互に補完し、都市機能の維持に資する道路ネットワーク整備が必要である。

道路施設の耐震化・道路斜面对策

市管理橋梁のうち、平成 8 年道路橋示方書より前に架橋したもので、緊急輸送道路上の橋梁に加えて災害対応拠点等までのラストワンマイルを含んだ橋梁（361 橋）の耐震補強は、耐震補強計画に基づき事業が推進されており、完了に向けて引き続き整備に取り組む必要がある。

中山間地域の幹線道路を中心に道路斜面对策を重点的に進めてきているが、2024 年度末時点で未対策箇所が約 4 割残っていることから、浜松市道路斜面对策計画に基づき、対策を計画的に実施していく必要がある。

大規模斜面施設（特定道路土工構造物）の修繕は2024年度末時点で工事に未着手であり、浜松市特定道路土工構造物維持管理計画に基づき、健全性の低下が確認された施設の修繕を計画的に実施していく必要がある。

大規模斜面施設の修繕

大規模斜面施設（特定道路土工構造物）の修繕は2024年度末時点で工事に未着手であり、浜松市特定道路土工構造物維持管理計画に基づき、健全性の低下が確認された施設の修繕を計画的に実施していく必要がある。

無電柱化

電線共同溝整備は、道路上の電力線や通信線などを地下に移設し、快適な歩行空間の確保を図るとともに、災害時には電柱倒壊等の二次災害の原因を削減し、迅速で円滑な消防・救護活動につながる。

浜松市無電柱化推進計画に基づき、大規模災害時において緊急輸送路の閉塞を防ぐとともにライフラインの早期復旧にも資する無電柱化を計画的に実施していく必要がある。

道路施設の老朽化対策

急速に進展する道路施設の老朽化に対し、各施設の個別施設計画に基づき健全性の低下が確認された施設の修繕を計画的に実施しているが、損傷が軽微な段階で予防的な修繕を実施することで機能の保持・回復を図る予防保全型維持管理へ本格転換し、道路施設の長寿命化、トータルコストの縮減および予算・事業の平準化を更に推進する必要がある。

道路啓開計画

関係機関と連携し、道路啓開計画を目標年度までに策定する必要がある。

<主な対応施策>

- ・耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の促進
- ・安全上重要な避難路等沿いのブロック塀の耐震化の促進
- ・緊急輸送道路等の整備
- ・広域道路ネットワークの強化促進
- ・高規格道路の整備促進
- ・高速道路 IC 等へのアクセス道路の整備
- ・都市計画道路の整備
- ・環状道路・放射道路等の整備
- ・市管理橋梁の耐震補強の実施
- ・道路斜面对策の実施
- ・大規模斜面施設修繕（特定道路土工構造物）の実施
- ・電線共同溝の整備の促進（緊急輸送道路）
- ・道路施設（法定5施設）の老朽化対策
- ・その他法定外施設の老朽化対策（舗装）
- ・道路法改正に伴う道路啓開計画の策定

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如、企業・住民の流出等により、復興が遅れ地域が衰退したり、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地域活力が低下したりする事態

<被害想定等> 【地震・津波・風水害】（第4次地震被害想定：レベル2）

◆津波浸水面積：約 41.9 km²

<現状（2024年度末現在）>

津波対策施設の整備・管理

本市沿岸域におけるレベル2津波の津波高を上回る防潮堤の整備率は100%である。また、馬込川河口部の水門の整備率（県事業）は71.4%となっている。

防潮堤の維持管理や津波避難の啓発については、行政のみならず地域の団体の協力が重要である。2024年度は功労団体（学校等）4団体に対して表彰を行った。

地籍調査

津波浸水区域内における都市部官民基本調査実施区域（0.66km²）の地籍調査進捗率は19%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
馬込川河口部の水門の整備率（県事業）	71.4%	100%：2027
防潮堤愛護活動・津波避難啓発活動功労団体（学校等）への表彰	達成(継続)	-
都市部官民基本調査実施区域の地籍調査進捗率（0.66km ² ）	19%	70%：2035

<評価>

津波対策施設の整備・管理

防潮堤や水門は津波の減災効果は大きく、災害後、本市の復旧復興の遅れを抑えることができ、地域活力の維持が期待できる。防潮堤については2020年度に完成したものの、馬込川河口部の水門は2027年度に整備完了予定であることから、進捗を中止していく必要がある。また、防潮堤の維持管理を行う功労団体への表彰も継続する必要がある。

地籍調査

引き続き、都市部官民基本調査実施区域を優先地区として地籍調査を促進する必要がある。

<主な対応施策>

- ・馬込川河口部の水門整備
- ・防潮堤の愛護活動
- ・被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

6-2 災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態

<被害想定等> 【地震・津波】

◆人材の需要に供給が追いつかず、復旧、復興に遅れが生じることが考えられる

<現状（2024年度末現在）>

道路啓開体制

道路法改正に伴い策定が法定化された道路啓開計画について、2025年度に国の中部ブロック版、2026年度に静岡県版の策定を目指し、国や静岡県と連携して取り組んでいる。

防災人材の養成

地域や職場の防災リーダーとなりえる人材を育成する、ふじのくに災害ボランティアコーディネーターの認定者の率は、100%を達成した（2013年から年間30人×10年を目標として実施）。

地域防災活動

自主防災組織における地域防災訓練の実施率は62.3%、中・高校生の地域防災訓練への参加率は47.5%となっている。女性が役員として参画している自主防災組織の率は13.2%である。

浜松市のふじのくにジュニア防災士講座実績は、中学校10校、高校4校、特別支援学校1校、その他1団体であった。

男女共同参画の推進

女性が役員として参画している自主防災組織の率は13%と低い。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
道路法改正に基づく道路啓開計画の策定	0%	100%：2026
活動可能なボランティアコーディネーターの確保(目標 年30人×10年)	100%	100%：2021
自主防災組織における地域防災訓練の実施率	62.3%	100%：2023
中・高校生の地域防災訓練への参加率	47.5%	50%：2023
ふじのくに防災士に関する知事認証取得者	達成(継続)	100%：2021
女性が役員として参画している自主防災組織の率	13%	30%：2023

<評価>

道路啓開体制

迅速な道路啓開は、復旧・復興のみならず救急活動にも大きな効果をもたらすことから、道路啓開に繋がる協定を締結している団体等と平時から情報共有し、体制を強化する必要がある。関係機関と連携し、道路啓開計画を目標年度までに策定する必要がある。その他、新たな団体等との道路啓開に関する協定の締結を模索する必要がある。

防災人材の養成

ふじのくに防災士に関する知事認証取得者数は当初目標を達成している。しかし、制度の認知度が十分でないことから、自主防災隊等への継続的な制度周知が必要である。今後、新たな目標指標を設定し、地域や職場の防災リーダーとなり得る「ふじのくに防災士」の養成を推進していく必要がある。

地域防災活動

自主防災組織における地域防災訓練実施率は高いとは言えず、地域において毎年度実施されるよう、周知・啓発する必要がある。中・高校生の地域防災訓練への参加率は目標値に到

達しておらず、将来を担う防災に係る人材育成、自助・共助の意識向上を図るためにも、防災訓練への参加や防災教育の実施を促進する必要がある。

浜松市のふじのくにジュニア防災士講座が毎年度多くの学校で開催されるように周知・啓発する必要がある。

男女共同参画の推進

女性が役員として参画している自主防災組織の率は低く、男女共同参画の視点からの防災対策を推進するためにも、参画の周知・啓発に努める必要がある。

<主な対応施策>

- ・ 道路法改正に伴う道路啓開計画の策定
- ・ ボランティアコーディネーターの確保
- ・ 地域防災訓練の充実・強化（自主防災隊）
- ・ 地域防災訓練の充実・強化（中・高校生）
- ・ 男女共同参画の視点からの防災対策の推進（自主防災組織）

6-3 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態

<被害想定等> 【地震・津波・風水害】（第4次地震被害想定：レベル2）

◆がれき類等発生量：約1,866万トン（うち津波堆積物：約241万トン）

<現状（2024年度末現在）>

災害廃棄物処理計画

本市の災害廃棄物処理計画の見直し及び応急対応マニュアルの策定率は、目標を達成している。災害廃棄物に係る仮置場のレイアウト図の作成に取り組んでいる。

清掃工場の対策

現行の西部清掃工場の津波対策進捗率は0%に留まっているが、現在整備中の更新西部清掃工場の事業内で対策を計画している。天竜清掃工場（天竜エコテラス）が竣工し、稼働している。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
市災害廃棄物処理計画の見直し及び応急対応マニュアルの策定	達成(継続)	100%：2016
災害廃棄物に係る仮置場のレイアウト図の作成	24% (21/88箇所)	100%：2025
西部清掃工場の津波対策、更新西部清掃工場の整備	0%	100%：2028
新清掃工場及び新破砕処理センターの整備	100%	100%：2024

<評価>

災害廃棄物処理計画

本市の災害廃棄物処理計画の見直し及び応急対応マニュアルは策定済みであり、被害想定の見直しや防災訓練等を通じて内容の変更が必要と判断した場合等、状況の変化に合わせて見直しを図る必要がある。災害廃棄物に係る仮置場のレイアウト図の作成に引き続き取り組む必要がある。

清掃工場の対策

西部清掃工場の津波対策が進んでいないため、更新西部清掃工場の整備に合わせて対策を進める必要がある。一方、新清掃工場が稼働し、安定したごみ処理ができており、災害時の受け入れ体制が確保されている。

<主な対応施策>

- ・即時性と実効性の高い対応を可能とする
災害廃棄物処理体制の見直し
- ・災害廃棄物に係る仮置場の現地調査
- ・西部清掃工場の津波対策

6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態

<被害想定等>【地震・津波】(第4次地震被害想定：レベル2)

- ◆建設型応急仮設住宅数 : 約2万世帯
- ◆借上げ型応急住宅数: 約3万6千世帯
- ◆公営住宅一時使用数: 約3千世帯
- ◆事業所の被災、需要の減少、観光客の減少等により事業の継続が困難となり、従来どおりの雇用の継続に支障をきたす
- ◆用地を災害廃棄物の仮置き場として使用することで、事業用地の用地確保が難しくなる

<現状(2024年度末現在)>

応急仮設住宅の整備

建設型応急仮設住宅の必要戸数(19,919戸)の選定率は目標を達成している。

住宅復興計画

住宅復興計画(骨子案)の策定進捗率は、目標を達成している。

地籍調査

津波浸水区域内における都市部官民基本調査実施区域(0.66km²)の地籍調査進捗率は19%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024進捗率	数値目標：年度
応急建設住宅の建設可能戸数(19,919戸)	達成(継続)	100%：2024
住宅復興計画(骨子案)の策定進捗率	達成(継続)	100%：2019
都市部官民基本調査実施区域の地籍調査進捗率(0.66km ²)(再掲)	19%	70%：2035

<評価>

応急仮設住宅の整備

建設型応急仮設住宅の必要戸数を確保するため、順次候補地の調査及び台帳整備を進めてきた結果、2024年度末までに充足率101%となる20,144戸の台帳整備を完了した。しかし、地形的要因により津波浸水区域等となる建設候補地もあり、また、災害時他用途使用候補地との重複もみられるため、実際の災害時には被害の規模やエリアを勘案し、適地を選定して順次建設を進めていくのが現実的と考えられる。今後も、建設候補地における防災情報(津波以外の洪水、土砂災害等)の把握に努め、必要に応じて見直しを図る必要がある。

住宅復興計画

住宅復興計画(骨子案)については策定済であり、環境の変化に応じて見直しを図る必要がある。

地籍調査

引き続き、都市部官民基本調査実施区域を優先地区として地籍調査を促進する必要がある。

<主な対応施策>

- ・ 応急仮設住宅整備計画の促進
- ・ 住宅復興計画(骨子)の策定の促進
- ・ 被災地域の迅速な復旧対策を図る地籍調査の推進

6-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

<被害想定等> 【地震】(第4次地震被害想定：レベル2)

◆被災可能性のある市所有の主要な文化財 75 件

<現状(2024年度末現在)>

文化財の耐震化について

市所有の主要文化財の耐震化、転倒・落下物対策の推進の進捗率は16%となっている。

美術館館蔵品の保管・展示について

美術館館蔵品(重要文化財含む)7,000点は地震を想定して保管しているが、完全な対策には至っていない。また、美術館展覧会での展示においては、専門のアートフックを使用し強固な固定で落下を防ぐなど地震対策を実施しているが、仮設壁面の倒壊までは想定していない状況である。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
市所有の主要文化財の耐震化、転倒・落下物対策の進捗率	16%	88%：2030
美術館館蔵品(重要文化財含む)7,000点は地震を想定して保管しているが、完全ではないため、保管状況の見直しを行う。	90%	95%：2030
美術館展覧会での展示について、仮設壁面の倒壊まで想定した対応を行う。	80%	95%：2030

<評価>

文化財の耐震化について

市所有の主要文化財の耐震化、転倒・落下物対策の進捗は2割に達しておらず、対策の推進を図る必要がある。

美術館館蔵品の保管・展示について

美術館館蔵品(重要文化財含む)7,000点は地震を想定して保管しているが、完全ではないため、保管状況の見直しが必要。また、美術館展覧会での展示においては、仮設壁面の倒壊までは想定した対応を行う必要がある。

<主な対応施策>

- ・市所有の主要文化財の耐震化、転倒・落下物対策の推進

6-6 風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市民の経済等への影響

<被害想定等>【地震・風水害等】

◆被害が比較的軽い地域であっても、風評被害による経済的影響を受けることが考えられる

<現状（2024年度末現在）>

中小企業等の事業継続

中小企業等の事業継続計画（BCP）の策定に伴うセミナー参加率は、32.8%となっている。

また、県内中小企業のBCP策定率は、52.6%となっている。

強靱化に関する代表的な目標指標	2024 進捗率	数値目標：年度
中小企業等の事業継続計画（BCP）の策定に伴うセミナー参加率	32.8%	50%：2027
（参考：県）県内中小企業等のBCP策定率	52.6%	-

<評価>

中小企業等の事業継続

中小企業等の事業継続計画（BCP）の策定に伴うセミナー参加率は、目標の半分程度であることから、静岡県BCPモデルプランの周知等、県や商工会議所、商工会と連携しBCP策定の促進を図る必要がある。

その他、中小企業等の施設の耐震化、必要な物資の備蓄、燃料・電力の確保等、中小企業等の自主的な防災対策を促進する必要がある。

<主な対応施策>

- ・中小企業等の事業継続の推進

【参考】改訂前の計画におけるリスクシナリオとの対照表

※太字ゴシックで示すもの(着色部分)は優先順位の高いリスクシナリオ

<改定後> 起きてはならない最悪の事態		<改訂前> 起きてはならない最悪の事態	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生	1-1	地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		7-1	市街地での大規模火災の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生【平野部のみ優先順位の高いリスクシナリオ】	1-2	広域にわたる大規模津波等による死傷者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		7-3	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生	1-4	大規模な土砂災害による死傷者の発生
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の不足	2-3	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助、救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
		2-6	医療施設及び関係者等の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
2-3	劣悪な避難生活環境、福祉サービスの不足、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化や、地震と風水害等の複合災害による災害関連死の発生	2-8	避難所が適切に運営できず避難所の安全確保ができない事態
		6-6	被災者へのきめ細かい支援の不足による心身の健康被害の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-9	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客を含む)への水・食料等の供給不足
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生【中山間地域のみ優先順位の高いリスクシナリオ】	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3-1	市の職員・施設等の被災による機能の低下	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による経済活動の停滞	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による経済活動の停滞
4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の拡散・流出		(現計画に該当なし)
4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への影響	5-4	食料等の安定供給の停滞

<改定後> 起きてはならない最悪の事態		<改訂前> 起きてはならない最悪の事態	
4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への影響		(現計画に該当なし)
4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市域の荒廃・多面的機能の低下	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
4-6	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生に伴う市民生活への影響【平野部のみ優先順位の高いリスクシナリオ】	8-5	広域の地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害及び液状化の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
5-1	通信インフラの障害等により、テレビ・ラジオ・インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができないことや、災害に対する意識の低さ等により避難行動や救助・支援が遅れる事態	1-5	情報伝達の不備や災害に対する意識の低さ等による避難行動の遅れ等での死傷者の発生
		4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止	6-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
5-4	緊急輸送路等の幹線道路や鉄道が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への影響や救急・救命活動、支援活動への支障が生じる事態	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	高速道路、新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如、企業・住民の流出等により、復興が遅れ地域が衰退したり、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地域活力が低下したりする事態	9-1	企業・住民の流出等により、ものづくりのまち浜松らしさが失われ、地域活力が低下する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が遅れる事態	6-5	応急仮設住宅等の住居支援対策の遅延による避難生活の長期化
		8-6	被災者の住居や職の確保ができず生活再建が大幅に遅れる事態
		8-8	事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
6-6	風評被害や生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市民の経済等への影響	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響

【参考】国の国土強靱化基本計画におけるリスクシナリオ一覧表

<2023(令和5)年7月変更版>

起きてはならない最悪の事態	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
1-6	火山噴火や火山噴出物の流出等による多数の死者数の発生
1-7	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3-1	被災による司法機能、警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	首都圏での中央官庁機能の機能不全
3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
4-2	コンビナート・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	海上輸送の機能停止による海外貿易、複数空港の同時被災による国際航空輸送への甚大な影響
4-4	金融サービス・郵便等の機能停止による国民生活・商取引等への甚大な影響
4-5	食料等の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-6	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

起きてはならない最悪の事態	
4-7	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNS など、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	都市ガス供給・石油・LP ガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
5-5	太平洋ベルト地帯の幹線道路や新幹線が分断するなど、基幹的陸上海上航空交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
6-6	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による国家経済等への甚大な影響

※「事前に備えるべき目標」は、15～16 ページに掲載の本市計画と同様。

改訂履歴

改訂年月	内容
2019(平成 31)年 3 月	策定
2020(令和 2)年 3 月	一部改訂
2020(令和 2)年 7 月	一部改訂
2021(令和 3)年 3 月	一部改訂
2021(令和 3)年 10 月	一部改訂
2023(令和 5)年 3 月	一部改訂
2024(令和 6)年 3 月	一部改訂
2026(令和 8)年 2 月	改訂

浜松市国土強靱化地域計画

2019(平成 31)年 3 月 策定

2026(令和 8)年 2 月 改訂

浜松市 危機管理課

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103 番地の 2

TEL 053-457-2537 FAX 053-457-2530